

DATE SHINKIN BANK REPORT 2026

2025.4.1～2026.3.31





理事長 館崎 雄二

盛夏の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜りまして、心よりお礼申し上げます。

始めに、昨年8月に発覚いたしました、当金庫元嘱託職員による不祥事件につきまして、地域の皆様や関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけし、ここに改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫は二度とこのような不祥事件が発生しないよう再発防止に取り組むとともに、法令順守の徹底、内部管理体制の強化を図り、お客様からの信頼回復に向けて、役職員一丸となって取り組んでまいります。

さて、2025年度のわが国経済は、新政権が発足し、責任ある積極的財政政策への期待を背景に個人消費や設備投資の持ち直しの動きが見られ、雇用や所得環境の改善が進むなど、緩やかな回復基調が続いた1年でありました。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ情勢の長期化に加え、中東情勢の緊迫化など、地政学的リスクは高止まりしました。これらを背景に、エネルギー価格は不安定な動きとなり、円安の影響も相まって、物価上昇圧力は根強く、お取引先を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

金融市場では、日銀の金利政策の転換により「金利のある世界」に突入し、新政権の発足や世界情勢等を受け長期金利が急上昇しました。当金庫では、資金運用利回りの向上によるプラスの影響も見られましたが、保有有価証券の含み損の増加などマイナスの影響も伴いました。

こうした中、当金庫では、2024年度から「伊達信用金庫 3か年 事業計画」を実施しております。同計画では、「心」をテーマとして職員意識を一層高め、「3年後に働きたい職場」をつくることをベースに、「職員意欲向上」「課題解決支援」「収益基盤強化」「業務効率化」の4つのチャレンジを掲げ、役職員一丸となって取り組んでおります。

2025年度の収益に関しましては、国債等債券売却損の影響はあったものの、資金運用収益の増加を主因として、当期利益が前期比41百万円増加の214百万円となりました。また、自己資本比率は、リスクアセットの増加により、前期比0.04ポイント低下の、12.76%となりました。

当金庫は、厳しい金融環境の中、経営の健全性を維持するとともに、安定的な収益を確保し、着実に内部留保の蓄積を図ってまいりました。今後も、お客様に寄り添う伴走支援型金融を通じて、これまで築いてきた信頼関係の更なる強化を図り、地域に根差した事業活動を展開することで盤石な営業基盤を構築し、ひいては収益力の向上につなげてまいります。

また、西胆振地方の活性化に向けた取組みも積極的に推進し、地域に必要とされる信用金庫であり続けたいと考えております。

皆様におかれましては、引き続き当金庫へのご理解と変わらぬご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げますとともに、さらなるご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。

2026年6月

Contents

ごあいさつ……………	1	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） ……	19
Contents ……………	2	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組状況……………	21
伊達信用金庫の概要……………	3	「経営者保証に関するガイドライン」 への 取組状況……………	22
伊達信用金庫の1年 ……………	4	リスク管理態勢の強化について……………	23
事業概況……………	8	反社会的勢力に対する基本方針……………	23
総代会について……………	10	マネー・ローンダリングおよび テロ資金供与対策……………	24
組織図・役員の紹介……………	12	法令等遵守の態勢……………	25
営業店・相談窓口・店舗外キャッシュコーナーの ご案内……………	13	金融ADR制度への対応 ……………	25
商品ラインナップ……………	14	自己資本の充実の状況等について……………	26
伊達信用金庫のあゆみ……………	16	資料編……………	42
伊達信用金庫3か年事業計画 ……………	17	信用金庫法施行規則等に基づく開示項目一覧…………	53
開示債権の状況……………	18		

**WE
ACTION**

信用金庫は、WE リーグの
WE ACTION パートナーです。



信用金庫は、スケート
日本代表を応援しています。

伊達信用金庫の概要 (2026年3月末現在)

本店所在地：〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30
TEL：0142-23-3535

設立：1949年9月20日

常勤役員数：112人

店舗数：9店舗(本店、支店6、出張所2)

自動機設置台数：13台

総資産：1,687億65百万円

預金量：1,630億28百万円

融資量：534億6百万円

出資金：29億56百万円

会員数：9,529人



経営理念

地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する。

基本方針

お客様と地域の豊かな明日を提案します。
お客様の期待と時代の要請に応えます。
知力・活力の高揚に努め、個性を発揮します。

預金関連

総預金のうち、個人預金が占める割合は75.52%となっております。

なお、当金庫で年金をお受取りの皆様を対象とした年金優遇定期預金「すこやか」をご提供しております。

また、当金庫は、西胆振1市3町の指定金融機関となっており、これら西胆振地方における預金シェアは54.68%を占めております。

※詳しくは、49ページをご参照ください。

伊達信用金庫が指定金融機関となっている地方自治体			
●伊達市	●洞爺湖町	●豊浦町	●壮瞥町

貸出金関連

【貸出金】

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、地域経済の活性化および地域にお住まいの方々の暮らしに役立てるため、円滑な資金供給によりまして、地域のお客様や地域社会に還元しております。

西胆振地方における貸出金のシェアは55.88%となっております。

※詳しくは、50・51ページをご参照ください。

【貸出金以外の運用】

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、できる限り地域のお客様のための貸出により運用しておりますが、残りの資金は有価証券や預け金などで運用しております。

※詳しくは、52ページをご参照ください。

【地域貢献および取引先支援等の取組み】

伊達信用金庫は、資金供給だけでなく、「地元の信用金庫」としてさまざまな形で西胆振地方の発展に向けた取組みを進めております。

※詳しくは、5・6ページをご参照ください。

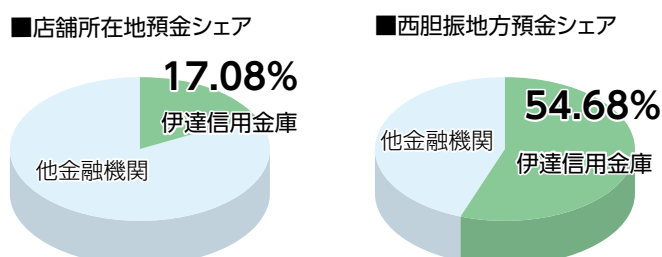
お客様のご預金・出資金について

預金積金残高 **1,630億円**
出資金 **29億円**
会員数 **9,529人**

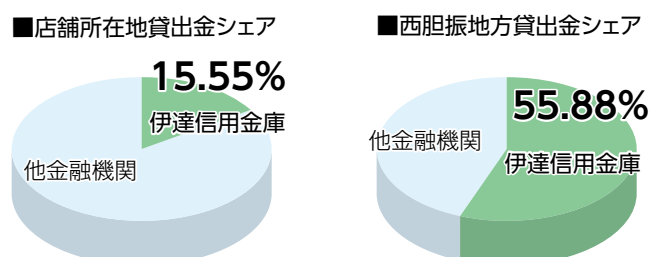
お客様への貸出金について

貸出金残高 **534億円**
預金積金残高に対する貸出金残高の割合 **32.75%**

預金シェア



貸出金シェア



2025年 5月	●住宅金融支援機構北海道支店より延滞整理優秀業務取扱金庫として感謝状授与
6月	●献血の実施 ●当金庫共催「創業セミナー」の開催 ●第76回通常総代会の開催
7月	●消防用設備操法フェスティバルの参加 ●北洋銀行とのATM相互無料開放 ●日本政策金融公庫との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結
10月	●「でんさいサポートデスク」の開始 ●本店伊達市役所派出所閉鎖
11月	●献血の実施 ●当金庫共催「みんなのセミナー」の開催 ●サイバーセキュリティ演習の実施
12月	●防犯訓練の実施
2026年 1月	●「食のビジネスマッチング2025in伊達」の開催 ●閉店に伴うウロコ山下店の店外ATMを廃止
2月	●当金庫共催「みんなのセミナー」の開催 ●閉店に伴うウロコ末永店の店外ATMを廃止
3月	●本店棟消防訓練の実施

TOPICS

お客様向けサービス向上のための取組み

■アプリ定期預金の取扱開始

アプリ定期預金は、スマホから定期預金の作成・管理ができるサービスです。窓口への来店や紙のお通帳が不要であるため、当金庫の窓口が開いている時間に合わせる必要もなく、混雑した店内で長時間待つこともございません。スキマ時間を利用して、金利の確認や満期時の手続きもアプリ内で完結できます。お仕事でお忙しい方でも手軽に資産運用を始められるのが特徴です。

■でんさいライトの取扱開始

でんさいとは、電子記録債権を指し、中小企業者の資金調達の円滑化を図ることを目的としたものです。当金庫では2013年2月より取扱いをしていますが、今般の手形・小切手機能の全面的な電子化への代替手段として、2025年11月より「でんさいライト」の取扱いを開始しました。本サービスは、インターネットバンキングの契約が必要なく、パソコンの他・スマホ・タブレットにて「でんさい」を利用出来る、基本手数料が不要なサービスとなっています。

■全国保証(株)「子育て世代応援プログラム」の実施

正社員の勤続年数の基準緩和(1年以上→3ヶ月以上)、条件により保証料の軽減、融資期間36年越40年以内の審査基準の緩和により、年齢40歳未満の子育て世代のお客様の住宅購入を応援します。



地域貢献等の取組み

■「データ駆動型農業(環境制御)の視察対応」および「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融」のモデル事例に選出

2025年度は、各関係機関および団体等10先42名の方々が、「データ駆動型農業(環境制御)の視察」に来訪されました。

また、当金庫の「環境制御システムの導入によるハウス管理の効率化支援」が、農林水産省が推進する令和8年度「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融」のモデル事例に選出され、同省ホームページを通じて全国に発信されました。

今後も当金庫は、地域の活性化および地域農業の課題解決に向けた取り組みの一環として、環境制御技術の普及に積極的に取り組んでまいります。



■【地域特産品の魅力の発信】

しんきん赤れんがマルシェ2025

道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎前庭)にて、11月の2日間にかけ、しんきん赤れんがマルシェ2025が開催されました。北海道内20信用金庫と取引関係のある、各地の取引事業者が出店しており、来場者数は2日間で14,832人に上る大盛況となりました。

参加事業者に当金庫役職員が加わり、地域商品の魅力をアピールする絶好の機会となりました。

当金庫は、引き続き、地域の皆様とともに地域社会の発展に貢献して参ります。



■6月15日の信用金庫の日の取組み

各店舗に設置している回収ボックスに、お客様からの善意で使用済み切手およびリングプルをお持ちいただき、使用済み切手は社会福祉法人伊達市社会福祉協議会様へ、リングプルは伊達身体障がい者福祉協会様へ寄贈させていただきました。



■「キャッシュレス納付推進共同宣言」の締結

当金庫・北海道税理士会室蘭支部・室蘭税務署の三者間でキャッシュレス納付推進についての共同宣言を締結しました。

キャッシュレス納付は年々上昇傾向にあります。未だに普及の余地が大きい状況にあります。より多くのお客様がキャッシュレスの利便性を理解し、業務のデジタル化を実現できる様に、三者間が協力して取り組むことが重要であるとのことから今回の共同宣言締結となりました。

金融機関等へ行かずに源泉所得税の納付ができる便利なサービスとなっていますのでご活用ください。

今後とも、共同宣言に基づき、本推進に取り組んでまいります。



■各種イベントへのボランティアでの参加

地域貢献の取組みの一環として、各種イベントへボランティアとして参加しました。

＜ボランティアとして参加した主なイベント＞

- 第38回伊達ハーフマラソン（伊達市）
- とうや湖ぐるっと彫刻公園清掃（壮瞥町）
- 第51回洞爺湖マラソン（洞爺湖町・壮瞥町）
- 知利別川清掃（室蘭市）
- とようらいちご豚肉まつり（豊浦町）
- TOYAKOマンガ・アニメフェスタ2025（洞爺湖町）
- 2025洞爺夏まつり（洞爺湖町）
- 伊達武者まつり（伊達市）
- 室蘭市東公園清掃（室蘭市）
- 第37回昭和新山国際雪合戦（壮瞥町）



第38回伊達ハーフマラソン（伊達市）



TOYAKOマンガ・アニメフェスタ
2025（洞爺湖町）



2025洞爺夏まつり（洞爺湖町）



伊達武者まつり（伊達市）



とうや湖ぐるっと彫刻公園清掃（壮瞥町）

取引先支援に向けた取組み

■伊達商工会議所主催の「創業セミナー」の開催

2025年6月14日、伊達商工会議所主催の下、当金庫、日本政策金融公庫、北海道よろず支援拠点が共催となり、創業予定者と創業後間もない事業者様を対象に「創業セミナー」を開催しました。北海道よろず支援拠点の二人の講師を交え、創業についての講話、事例紹介や参加者主体のグループワークを通じ、創業を考えている方々に対し、創業後間もない事業者様によるアドバイスもあり、活発な意見交換会の場となりました。



■「食のビジネスマッチング2025in伊達」の開催

2026年1月15日、「食のビジネスマッチング」を昨年に引き続き開催いたしました。今年度は当金庫の取引先6社にご参加いただき、商社・百貨店の食品バイヤーとの個別相談方式のビジネスマッチングを通じて、商品開発から製造、包装デザイン、流通経路等の販路拡大に至るまで、具体的な提案があり、参加者からは今後の参考となる旨の感想をいただいております。



伊達信用金庫SDGs宣言

伊達信用金庫は、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する。」の経営理念のもと、地域貢献活動や地域行事への積極的な参加、地域やお客様の課題解決支援の取組み等を通じて、国際連合が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

2021年10月1日

伊達信用金庫

館 崎 雄 二

※SDGsとは（「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略称）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2015年9月の国連サミットにおいて採択されたもので、「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットからなる、2030年までに達成を目指す世界共通の開発目標です。

■伊達信用金庫の取組みを通じた主なSDGsへの貢献

<お客様に向けた取組み>

創業支援・本業支援
経営改善支援・農業支援



産官学金の連携
SDGsの普及活動



資産形成支援
ライフサポート



まちづくり
芸術文化支援



環境保全活動
ESG関連商品・投融資



就職サポート
金融教育・女性活躍推進



<当金庫内での取組み>

健康経営推進



働き方改革推進
女性活躍推進
障害者雇用
能力開発



環境負荷軽減



ガバナンス



事業方針

当金庫では、2024年度から「伊達信用金庫 3か年事業計画」を実施しております。同計画では、「心」をテーマとして職員意識を一層高め、「3年後に働きたい職場」をつくることをベースに、「職員意欲向上」「課題解決支援」「収益基盤強化」「業務効率化」の4つのチャレンジを掲げ、役職員一丸となって取り組んでおります。

特に「課題解決支援」につきまして、これまで通りお客様に寄り添い、販売促進、事業再生や経営改善等の支援を積極的に実践するとともに、当金庫の情報通信技術（ICT）を活用した農業支援についても継続的に取り組んでまいりました。

引き続き、外部機関との連携を強化し、地域とお取引先の課題解決に向けた取組みを深化する方針です。

金融経済環境

2025年度のわが国経済は、新政権が発足し、責任ある積極的財政政策への期待を背景に個人消費や設備投資の持ち直しの動きが見られ、雇用や所得環境の改善が進むなど、緩やかな回復基調が続いた1年でありました。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ情勢の長期化に加え、中東情勢の緊迫化など、地政学的リスクは高止まりしました。これらを背景に、エネルギー価格は不安定な動きとなり、円安の影響も相まって、物価上昇圧力は根強く、お取引先を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

金融市場では、日銀の金利政策の転換により「金利のある世界」に突入し、新政権の発足や世界情勢等を受け長期金利が急上昇しました。当金庫では、資金運用利回りの向上によるプラスの影響も見られましたが、保有有価証券の含み損の増加などマイナスの影響も伴いました。

業績

■預金・貸出金

2025年度末の預金残高は、前期比4,954百万円（△2.9%）減少の163,028百万円となりました。

人格別では、個人が前期比3,668百万円（△2.9%）減少の123,128百万円、法人等が同353百万円（+1.2%）増加の28,984百万円、地方公共団体が同1,639百万円（△13.1%）減少の10,916百万円となりました。

2025年度末の貸出金残高は、前期比1,224百万円（△2.2%）減少の53,406百万円となりました。

人格別では、個人が前期比288百万円（+2.2%）増加の13,390百万円、法人等が同194百万円（△0.6%）減少の32,817百万円、地方公共団体は同1,318百万円（△15.5%）減少の7,198百万円となりました。

■損益等の状況

経常収益は、資金運用収益の増加を主要因に、前期比213百万円増加の2,249百万円となりました。業務費用は、国債等債券売却損の計上を主要因に増加したことから、経常費用は同202百万円増加の2,030百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比10百万円増加の219百万円、当期純利益は同41百万円増加の214百万円となりました。

また、金融再生法に基づく不良債権額は、前期比133百万円増加の2,767百万円、不良債権比率は同0.35ポイント上昇の5.14%となりました。

■自己資本比率

自己資本比率は、12.76%の水準を確保いたしました。

■事業の展望および当金庫が対処すべき課題

当金庫は、厳しい金融環境の中、経営の健全性を維持するとともに、安定的な収益を確保し、着実に内部留保の蓄積を図ってまいりました。今後も、お客様に寄り添う伴走支援型金融を通じて、これまで築いてきた信頼関係の更なる強化を図り、地域に根差した事業活動を展開することで盤石な営業基盤を構築し、ひいては収益力の向上につなげてまいります。

また、西胆振地方の活性化に向けた取組みも積極的に推進し、地域に必要とされる信用金庫であり続けたいと考えております。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益(千円)	1,849,602	1,720,758	1,918,031	2,036,190	2,249,510
経常利益(千円)	458,679	320,418	370,781	208,401	219,398
当期純利益(千円)	455,303	326,117	307,499	172,867	214,066
出資総額(百万円)	2,992	2,982	2,977	2,967	2,956
普通出資額(百万円)	617	607	602	592	581
優先出資額(百万円)	1,525	1,025	1,025	1,025	1,025
その他の出資金(百万円)	850	1,350	1,350	1,350	1,350
普通出資に対する配当金(千円) (普通出資1口当り配当金(円))	6,134 (5)	6,043 (5)	5,839 (5)	5,721 (5)	5,586 (5)
優先出資に対する配当金(千円)	27,000	18,000	18,000	18,000	40,000
普通出資総口数(千口)	1,234	1,215	1,205	1,185	1,163
優先出資総口数(千口)	150	100	100	100	100
純資産額(百万円)	6,772	5,400	5,738	5,201	5,001
総資産額(百万円)	192,128	179,184	178,114	173,777	168,765
預金積金残高(百万円)	172,518	173,257	171,863	167,983	163,028
貸出金残高(百万円)	57,541	55,327	55,057	54,630	53,406
有価証券残高(百万円)	52,550	50,884	47,653	44,807	46,370
単体自己資本比率(%)	13.22%	11.89%	11.81%	12.80%	12.76%
役員数(人)	10	9	8	10	10
うち常勤役員数(人)	6	5	4	6	6
職員数(人)	110	110	112	110	106
会員数(人)	10,953	10,685	10,339	9,904	9,529

決算期後に生じた当金庫の状況に関する重要な事実

該当ございません。

当金庫の主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
 - 2 資金の貸付け及び手形の割引
 - 3 為替取引
 - 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人 等
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大
- 臣が定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
 - 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
 - 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

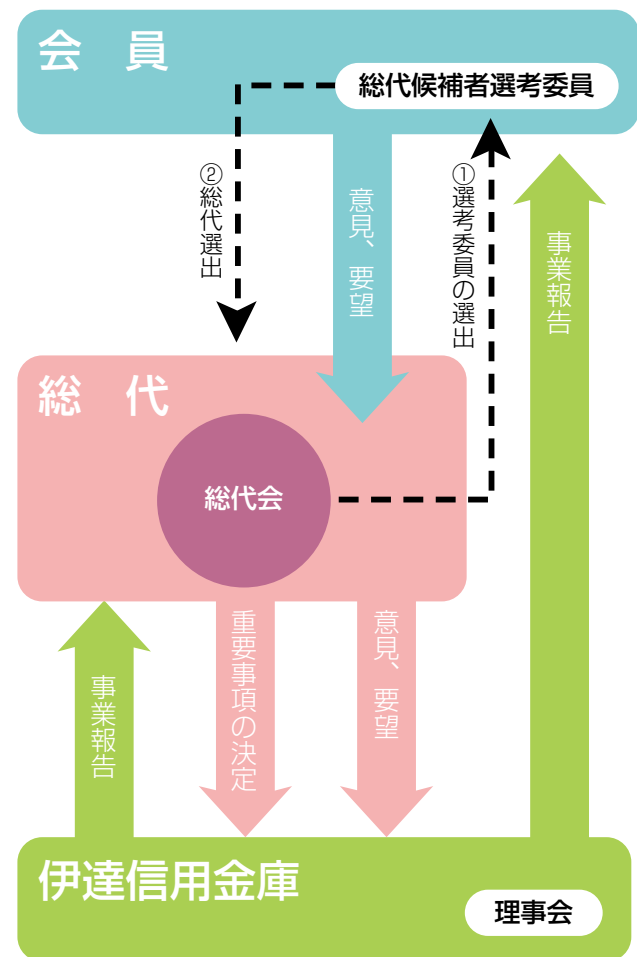
そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、意見箱の店頭設置や役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会のしくみ



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

○総代の任期は3年です。

○総代の定数は、60人以上90人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、2026年6月19日現在の総代数は73人で、会員数は9,529人（2026年3月末）です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

なお、総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

■1 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

■2 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

■3 上記2により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

（注）総代候補者選考基準

(1) 資格要件

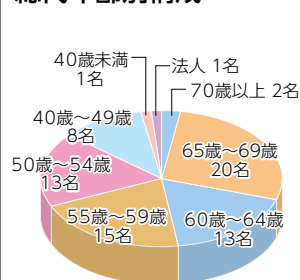
- ①当金庫の会員であること
- ②就任時点で70歳未満であること

(2) 適格要件

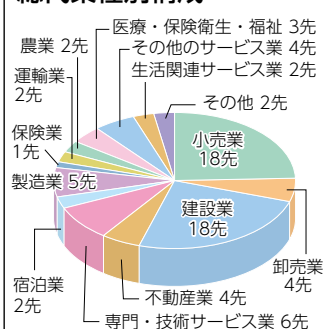
- ①総代としてふさわしい見識を有していること
- ②良識をもって正しい判断ができること
- ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解していること
- ④事業者の場合は、経営内容が良好であること
- ⑤その他総代選考委員が適格と認めた方であること

総代構成グラフ（年齢・業種・職業別）

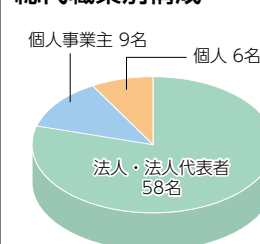
総代年齢別構成



総代業種別構成



総代職業別構成



（2026年6月19日第77回通常総代会終了時点）

総代が選任されるまでの流れ

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

会 員

選考委員

①総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任する。

総代候補者

②選考委員会を開催のうえ、選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考する。

③総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

総代会

総代

会員の総意を適正に反映するための制度

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定

第77回通常総代会の開催

2026年6月19日、第77回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

1 報告事項

第77期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2 決議事項

第1号議案 第77期剰余金処分案承認の件
第2号議案 会員の除名の件
第3号議案 監事の任期満了に伴う選任の件

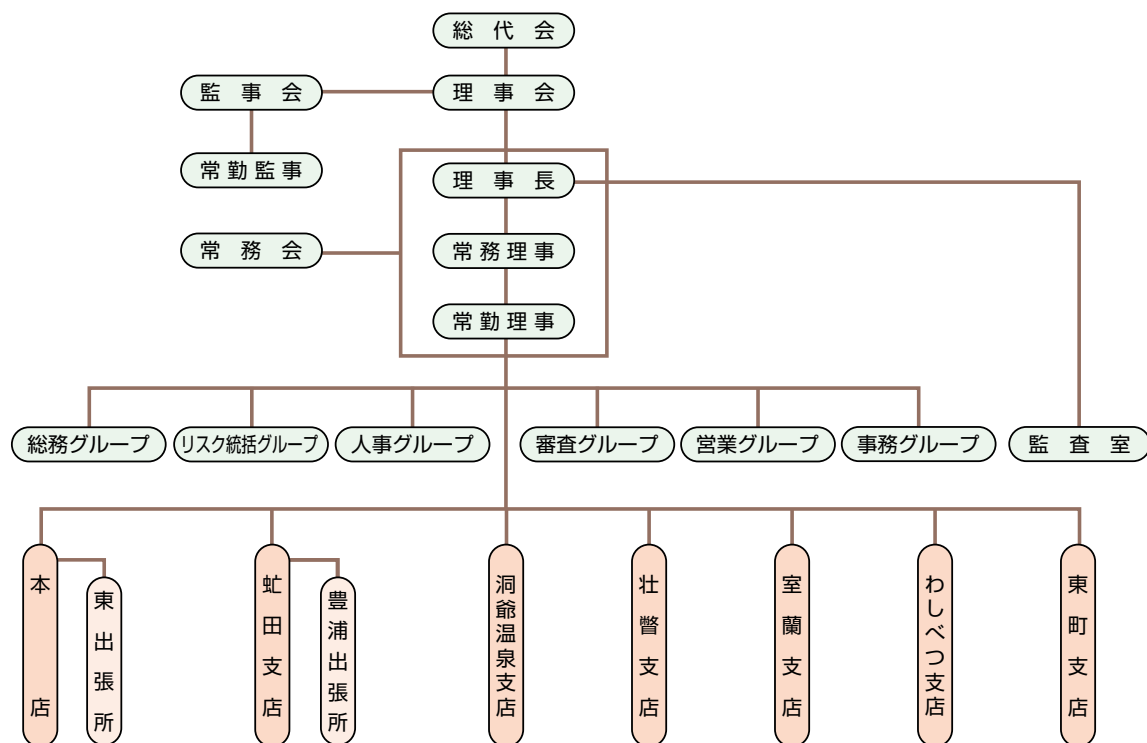
総代の氏名

(定数：73名、総数：73名) (2026年6月19日 第77回通常総代会終了時点)

※カッコ内は現総代数、氏名の後の数字は総代への就任回数 敬称略

伊達地区 定数34名 (34名)		洞爺湖地区 定数13名 (13名)	
伊達市 網代町	水上 真明 ④	洞爺湖町 旭町	伊藤 大輔 ①
梅本町	佐久間寛行 ⑦	//	千葉 薫 ⑤
//	中里 光成 ⑤	//	吉田 詳 ①
//	中村洋志郎 ①	泉	鈴木 雅善 ⑤
//	三好 和美 ①	大磯町	川又 範計 ⑧
大町	早瀬 芳宏 ⑩	大原	大西 智 ②
末永町	栗本 久生 ①	栄町	穴戸 秀徳 ⑤
//	寿浅 雅俊 ⑨	高砂町	高橋 茂己 ①
//	望月 孝一 ⑥	洞爺湖温泉	越後 進一 ②
竹原町	大矢 大介 ④	//	来栖 正光 ⑧
//	片岡 雄也 ⑦	//	三橋 憲二 ⑤
//	齋藤 誠 ①	洞爺町	高橋 哲也 ⑫
館山町	佐藤 篤 ⑥	本町	片岡 一之 ④
長和町	大光 力 ②	豊浦地区 定数4名 (4名)	
//	山本 勇 ⑤	豊浦町 幸町	小川 晃司 ④
錦町	木村 耕志 ①	//	高橋 浩信 ⑩
//	小松 幸雄 ⑨	船見町	矢島 安博 ③
// (事業所)	林 正樹 ①	礼文華	山下 圭一 ⑨
舟岡町	木谷由紀男 ④	室蘭地区 定数9名 (9名)	
//	鈴木 敏則 ④	室蘭市 御前水町(会社)	松見 哲也 ④
//	時田 由昭 ④	祝津町	酒本 久也 ⑦
//	福澤 祐一 ⑤	高砂町	内山 道 ④
松ヶ枝町	長野 雄二 ④	中島町(会社)	内池 秀樹 ①
元町	小倉 拓 ④	//	小山田享誌 ④
//	川南 忠士 ⑦	中島本町	小林 進 ⑥
//	菊谷 義統 ②	日の出町	工藤 淳一 ①
//	小杉 芳昭 ⑦	水元町	及川 隆 ⑤
//	笹山 智市 ⑧	宮の森町	山口 順也 ④
山下町	浅水 勝男 ⑥	登別地区 定数9名 (9名)	
// (会社)	小熊 達也 ④	白老町 虎杖浜	松田 幸男 ⑦
//	斎藤光太郎 ⑥	登別市 片倉町	山地 勝彦 ⑩
//	稀玉 晃司 ⑧	富浦町	宇佐美正勝 ④
//	吉村 亮輔 ②	富岸町	伊藤 淳 ①
弄月町(支店)	(株)ダテハキ ⑭	//	小林 貴秀 ⑤
壮瞥地区 定数4名 (4名)		登別東町	成田 光男 ⑦
壮瞥町 壮瞥温泉	阿野 裕司 ④	美園町(会社)	山下 正純 ⑦
滝之町	岩倉 光良 ⑧	若草町	倉見 忠人 ④
//	山本 勲 ③	若山町	八木橋俊輔 ①
立香	清水 達雄 ③		

2026年6月末現在



役員の紹介

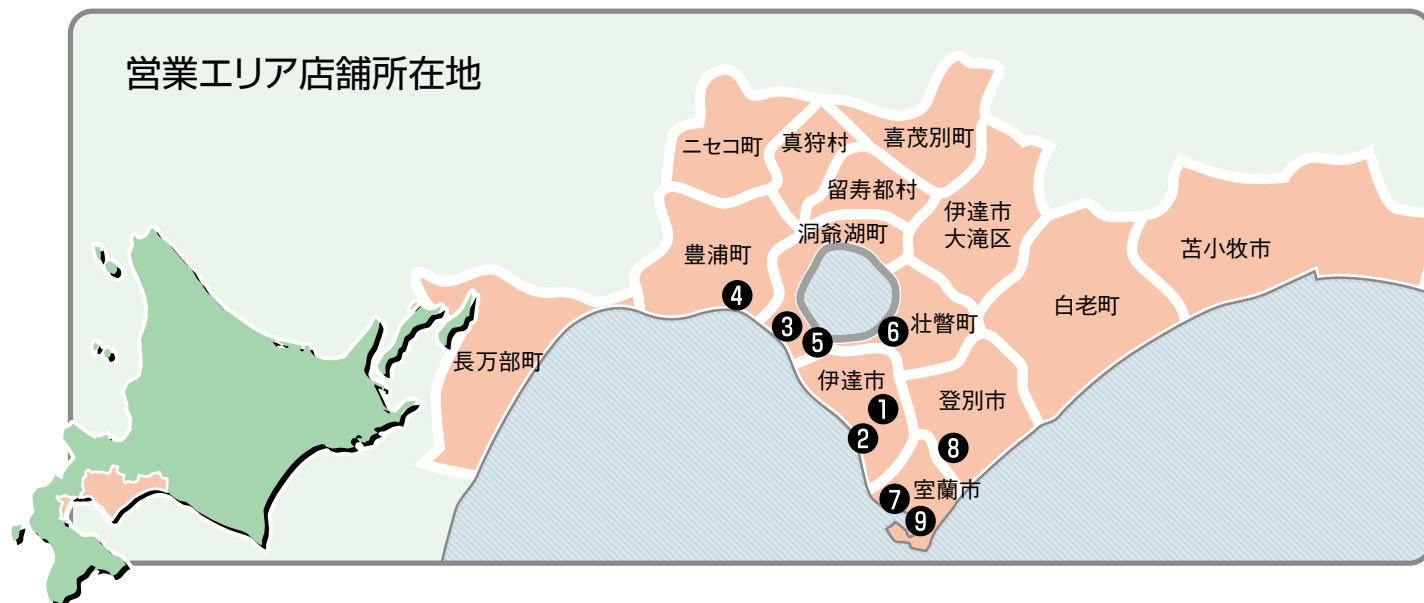
2026年6月末現在



理事※1	理事※1	理事※1	監事※2	常勤監事※2
須藤 正之	大西 英生	渡邊 栄一	楠本 哲朗	森 信也
常勤理事	常務理事(代表理事)	理事長(代表理事)	常勤理事※1	常勤理事
秋田 雅道	熊谷 賢次	舘崎 雄二	花田 修	澤出 和也

(※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



営業店・相談窓口

(2026年6月末現在)

店 舗 名	所 在 地	電話番号	キャッシュコーナーの 営業時間		カード 振込	現金 振込	通帳 繰越	定期 解約
			入 出 金					
			平 日	土日祝				
①本 店	伊達市梅本町39番地30	0142-23-3535	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
②本店 東出張所	伊達市舟岡町158番地11	0142-25-5757	8:45～19:00	9:00～17:00	○	—	○	○
③虻田支店	虻田郡洞爺湖町旭町5番地16	0142-76-2245	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
④虻田支店 豊浦出張所	虻田郡豊浦町字幸町15番地	0142-83-2525	9:00～17:00	—	○	○	○	○
⑤洞爺温泉支店	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉129番地1	0142-75-2261	9:00～17:00	—	○	○	○	○
⑥壮瞥支店	有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7	0142-66-2525	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
⑦室蘭支店	室蘭市中島町1丁目29番1号	0143-44-8731	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
⑧わしべつ支店	登別市美園町4丁目23番地3	0143-86-5711	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
⑨東町支店	室蘭市東町2丁目16番6号	0143-43-8001	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
だてしん相談プラザ	伊達市舟岡町158番地11 本店東出張所内 ☎0120-127-771（年金相談は水曜日を除く）							

店舗外キャッシュコーナー

(2026年6月末現在)

店 舗 名	所 在 地	入 出 金		カード 振込	現金 振込	通帳 繰越	定期 解約
		平 日	土日祝				
イオン伊達店キャッシュコーナー	伊達市末永町8番地1	9:00~19:00	9:00~19:00	○	—	○	○

※店舗休業日は休止となります。

マネープランの
充実に

だてしん商品ラインナップ

ためる
ふやす

かりる

そなえる

サービス

就職

シングル

普通預金

お手軽に出し入れができ、おサイフ代わりにご利用いただけます。公共料金等の自動支払や各種クレジットの決済口座としてご利用いただけます。

総合口座

1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットでき、貯める、支払う、受取る、借りる（定期預金・定期積金合計額の90%、最高500万円までご利用いただけます。）の機能を備えた便利な口座です。

ATM定期

ATMでいつでも定期預金のお預け入れができます。個人のお客様には利率が0.01%上乗せされます。

コスモスカードローン【WEB完結ローン対応】
お使いみちは自由で、ATM専用の便利なカード式ローンです。

きゃっするII【WEB申込み対応】

お使いみちは自由で、ATM専用の便利なカード式ローンです。最大900万円までご融資可能です。

カーライフプラン【WEB完結ローン対応】

マイカーの購入・買替に最適なローンです。

融資金額 1,000万円以内 融資期間 15年以内

当金庫と職域サポート契約を締結している事業所で働く役職員の方（パートさん、アルバイトさん）も可）向け優遇金利商品

職域フリーローン【WEB完結ローン対応】

お使いみちは自由です。事業性資金、おまとめ資金でもご利用可能です。

融資金額 500万円以内 融資期間 10年以内

職域サポートマイカーローン【WEB完結ローン対応】
マイカー購入資金、マイカー関連資金、同借換資金でご利用できます。

融資金額 1,000万円以内 融資期間 15年以内

しんきんiDeCo

少額から老後の資金準備を始めることができます。

WEBバンキング

お客様がパソコンやスマートフォンにより、インターネットを利用して資金移動いただけるサービスです。また、振込や残高照会等各種照会もご利用いただけます。

デビットカード

J-Debit加盟店で商品の代金を当金庫のキャッシュカードでお支払いいただけます。

給与の自動受取

毎月の給与やボーナスが直接お客様の預金口座に振込まれます。現金の紛失や盗難の心配もなく出張や休暇中でもお受取りになれます。

通帳レスアプリ

いつでもどこでも、入出金明細や残高をスマホで確認できます。

PayPay

口座からチャージすることでPayPay加盟店や、Yahoo!ショッピング等のオンラインでの支払いができます。

メルペイ

口座からチャージすることでメルカリ内のお買い物や、メルカリ加盟店での決済ができます。

結婚

カップル

スーパー定期預金

多様化する資金運用にお応えでき、確定利回りで安心です。個人のお客様には有利な半年複利タイプもあります。

住宅ローン（しんきん保証基金保証付）

住宅の新築・購入・増改築・借換資金にご利用ください。

融資金額 1億円以内 融資期間 40年以内

ベスト住宅ローン（全国保証保証付）

住宅の新築・購入・増改築・借換資金にご利用ください。

融資金額 1億円以内 融資期間 40年以内

無担保住宅ローン【WEB申込み対応】

（しんきん保証基金保証付）

お手続きが簡単で、不動産担保、保証人が不要な住宅ローンです。

融資金額 2,000万円以内 融資期間 25年以内

住宅ローン関連の長期火災保険

地震保険のセットをおすすめします。

公共料金等の自動振替

一度のお手続きで電話料・電気料・NHK受信料・ガス料金・水道料・税金等の公共料金や各種保険料・クレジット代金を預金口座から自動的にお支払いいたします。

マルチペイメントネットワーク

お客様と当金庫、国や収納機関をネットワーク回線で結ぶことにより国庫金や公共料金の支払を即座に行える電子収納システムです。

「こたら送金」および

「スマホ決済サービス『BankPay』

1日10万円までの個人間送金が無料でできます。

BankPay加盟店でスマホ決済ができます。

J-Coin Payとの口座連携

「こたら送金」「J-Coin Pay加盟店でのスマホ決済」「預金口座との入出金」ができます。

お客様のライフスタイルに応じた金融商品・サービスを各種ご提供しています。
地域の暮らしをよく知るだてしんの商品ラインナップが、マネープランを充実させるお手伝いをいたします。

■個人向けお客様の相談窓口「だてしん相談プラザ」

年金・各種ローンのご相談に専門スタッフが対応いたします。豊かな暮らしのパートナーとしてお気軽にご相談ください。

住所：伊達市舟岡町158番地11 東出張所内フロア 電話（フリーダイヤル）：0120-127-771

出産

子育てファミリー

定期積金

目的に合わせて掛金・期間を定め毎月一定額を積み立てていく預金です。

だてしん教育カードローンステップUP 【WEB完結ローン対応】

便利なカード式ローンです。受験にともなう費用・入学金・授業料等の就学に関わるお支払いにご利用ください。

融資金額 500万円以内 **融資期間** 14年9ヵ月以内

教育プラン【WEB完結ローン対応】

短大・専修学校・大学等への納付金・書籍代・下宿代等資金にご利用ください。

融資金額 1,000万円以内 **融資期間** 16年以内

フリーローン「アシスト」【WEB申込み対応】

お使いみちが自由なローンで借換資金としてもご利用いただけます。

融資金額 800万円以内 **融資期間** 10年以内

医療保険の窓口販売

お子様の入院時等の備えにご活用ください。

為替自動振込

毎月お客様の預金口座から一定日に指定された金額を自動的に引落とし指定口座へお振り込みいたします。家賃の支払いや学費の仕送り等に便利です。

定年

シニア

年金優遇定期預金「すこやか」

当金庫で年金をお受取りのお客様、また、新たに受取りを開始するお客様がご利用いただける金利上乘せ定期預金です。

個人向け国債の窓口販売

個人向け国債の取扱いを行っております。国が発行する債券で、安全性を重視した資金運用に適しています。

シルバーきゃっする

年金受給者専用のカード式ローンです。満60歳以上69歳以下の方がご利用いただけます。

融資金額 50万円以内 **融資期間** 5年間

アパートローン

アパートの新築・購入・増改築・土地購入・借換資金にご利用ください。

融資金額 1億円以内

融資期間 鉄骨・鉄筋コンクリート造りの新築、購入

および土地購入は30年以内

上記以外の新築、購入、増改築は20年以内

利率更改型一時払終身保険＜無告知型＞の窓口販売
ご家族のため、将来のご自身のために「よりふやして、のこす」ことができます。

一時払型個人年金保険の窓口販売

ゆとりある老後の資産形成と一定期間の資金運用にご活用ください。

年金の自動受取

一度のお手続きで国民・厚生・共済年金等の各種年金が毎回お客様の預金口座へ振込まれます。当金庫で年金をお受取りのお客様は、金利優遇定期預金をご利用いただけます。

※このほかにも多様な商品を取り揃えております。詳しくは窓口へお気軽にお問い合わせください。

ためる
ふやす

かりる

そなえる

サービス

伊達信用金庫のあゆみ

昭 和		
1949年 (昭和24)	6月17日	伊達信用組合設立総会開催
	9月 5日	大蔵大臣より設立許可
	9月20日	伊達信用組合設立（組合長遊佐敬徳） 営業区域有珠郡伊達町・壮瞥町・徳舜警村（大滝村）・ 虻田郡虻田町・豊浦町・洞爺村
1950年 (昭和25)	3月28日	豊浦支店開設
	5月 7日	小西力蔵 組合長に就任
	10月14日	虻田支店開設
1951年 (昭和26)	3月10日	洞爺温泉支店開設
	10月15日	向洞爺支店開設
	10月20日	「信用金庫」の事業免許を受け伊達信用金庫に改組
1953年 (昭和28)	9月28日	壮瞥支店開設
	10月 7日	有珠支店開設
1958年 (昭和33)	12月31日	預金残高10億円達成
1959年 (昭和34)	8月10日	大滝支店開設
	10月11日	創立10周年記念式典挙行
1962年 (昭和37)	6月25日	伊達駅前支店開設
1964年 (昭和39)	4月 1日	営業区域を室蘭市に拡張
	9月17日	創立15周年記念式典挙行
	12月 8日	壮瞥町の指定金融機関に指定
1965年 (昭和40)	8月 5日	営業区域をニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町に拡張
	12月25日	預金残高50億円達成
1966年 (昭和41)	6月28日	黄金支店開設
1968年 (昭和43)	7月 6日	守屋秀夫 理事長に就任
1969年 (昭和44)	9月20日	創立20周年記念式典挙行
1970年 (昭和45)	4月 1日	豊浦町の指定金融機関に指定
	12月31日	預金残高100億円達成
1971年 (昭和46)	8月31日	向洞爺支店を洞爺支店に改称
	12月 3日	黄金支店廃止、室蘭支店開設
1973年 (昭和48)	6月19日	営業区域を登別市に拡張
1974年 (昭和49)	10月30日	預金残高200億円達成
1975年 (昭和50)	5月22日	伊藤萬吉 理事長に就任
1977年 (昭和52)	8月10日	有珠山噴火災害対策本部設置
1978年 (昭和53)	6月 9日	営業区域を苫小牧市・白老町に拡張
	10月 4日	わしべつ支店開設
1979年 (昭和54)	6月 1日	創立30周年記念式典挙行
1982年 (昭和57)	8月31日	預金残高500億円達成
	9月20日	長和支店開設
1985年 (昭和60)	10月7日	末永支店開設
1987年 (昭和62)	3月17日	だてしんビジネスサービス(株)設立
	5月 9日	工藤賢一 理事長に就任
平 成		
1990年 (平成2)	10月 8日	日本銀行当座預金取引開始
1991年 (平成3)	2月 1日	窓口業務取扱時間の延長（9時～16時）
	12月24日	東支店開設
1992年 (平成4)	1月17日	日本銀行蔵入代理店事務取扱開始
	4月 1日	伊達赤十字病院にATM設置
	5月 8日	島本清志 理事長に就任
1993年 (平成5)	4月 5日	だてしん相談プラザ開設
1994年 (平成6)	12月28日	預金残高1,000億円達成
1995年 (平成7)	4月17日	虻田支店移転新築オープン
	9月25日	室蘭支店移転新装オープン
1996年 (平成8)	9月24日	本店移転新築オープン 本店網代町出張所オープン 末永支店を本店に統廃合
1997年 (平成9)	4月25日	舟橋英二 理事長に就任
	10月 1日	伊達市役所に共同ATM設置
1998年 (平成10)	1月21日	ウロコ虻田店にATM設置
	10月 9日	伊達サティ（現イオン）にATM設置
1999年 (平成11)	8月24日	伊達市の指定金融機関に指定
	9月25日	創立50周年記念式典挙行
2000年 (平成12)	2月 1日	ホームページ開設
	3月30日	有珠山噴火災害対策本部設置
	4月 3日	テレホンバンキング取扱開始
	6月23日	桑木恭一 理事長に就任
	7月 1日	だてしんポイント倶楽部開始
	10月26日	営業区域を長万部町に拡張
2001年 (平成13)	2月26日	インターネットバンキング取扱開始
	4月 2日	長期火災総合保険の窓口販売開始
	6月22日	第4回信用金庫社会貢献賞特別賞を受賞
2002年 (平成14)	10月 1日	生命保険の窓口販売開始
	11月18日	有珠支店・長和支店を本店有珠出張所・本店長和出張所に改称
2003年 (平成15)	3月24日	虻田町役場に共同ATM設置
	10月14日	洞爺支店を洞爺温泉支店洞爺出張所に、大滝支店を壮瞥支店大滝出張所に改称
2004年 (平成16)	3月 1日	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）とATM提携
	9月13日	豊浦支店を虻田支店豊浦出張所に改称

2005年 (平成17)	4月22日	室蘭商工信用組合との間で合併を視野に入れた全面的な業務提携に合意
	4月25日	洞爺温泉支店洞爺出張所「とうや水の駅」内に移転
	7月11日	伊達駅前支店、東支店を本店伊達駅前出張所、本店東出張所に改称
	10月24日	道内金融機関で初となるATMの生体認証システムを導入
	12月19日	虻田支店豊浦出張所、新築移転
2006年 (平成18)	3月27日	新町（洞爺湖町）の指定金融機関に指定
	4月 3日	大滝出張所「大滝総合支所」内に移転
	11月 1日	室蘭商工信用組合と基本協定書を締結
	12月10日	ウロコ末永店にATM設置
	12月14日	AED（自動体外式除細動器）を本支店3ヵ所設置
2007年 (平成19)	1月12日	道教委と「北海道家庭教育サポート企業等制度」協定
	5月18日	室蘭商工信用組合と合併契約書を締結
	12月10日	室蘭支店移転オープン
2008年 (平成20)	1月21日	室蘭商工信用組合と合併 東町支店移転オープン
	3月 3日	壮瞥支店移転オープン
2009年 (平成21)	3月19日	7出張所を本店に統廃合 本店／網代町出張所、有珠出張所、伊達駅前出張所 室蘭支店／本輪西出張所 東町支店／輪西出張所 わしべつ支店／工大前出張所 幌別支店／登別出張所
	3月23日	洞爺湖町役場の共同ATMの営業を終了
	3月31日	3ヵ所の店外ATMを廃止 伊達市役所ATM／伊達赤十字病院ATM／日鋼記念病院ATM
	4月 6日	店舗移転 室蘭中央支店（室蘭支店内へ移転） 幌別支店（わしべつ支店内へ移転） わしべつ支店移転オープン
2010年 (平成22)	6月18日	舘崎雄二 理事長に就任
	9月15日	北海道胆振総合振興局との地域経済活性化に向けた包括連携協定締結
	10月29日	室蘭警察署に暴力団排除宣言
	11月29日	伊達警察署に暴力団排除宣言
2011年 (平成23)	4月12日	北海道経済産業局の「中小企業支援ネットワーク強化事業」へ参加登録
	8月31日	「伊達市における事業者協力による高齢者等地域見守り活動（愛称：もしかしてネット）」に協力事業者として参加
	9月29日	イオン銀行とATM提携
2012年 (平成24)	9月 7日	室蘭中央支店を室蘭支店に統廃合 幌別支店をわしべつ支店に統廃合
2013年 (平成25)	2月 1日	「経営革新等支援機関」の認定取得
	2月 4日	でんさいネットの取扱開始
	12月12日	㈱日本政策金融公庫室蘭支店との「業務連携・協力に関する覚書」締結
2014年 (平成26)	4月 1日	地域経営支援チームを新設
	6月16日	伊達商工会議所との「産業振興連携協力に関する協定書」の締結
	7月28日	洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町各商工会との「産業振興連携協力に関する協定書」の締結
	9月24日	（独）中小企業基盤整備機構北海道本部との「業務連携・協力に関する覚書」の締結
2015年 (平成27)	4月 1日	窓口業務取扱時間の変更（9時～15時）
	10月 1日	事業再生支援チームを新設
	10月31日	だてしんビジネスサービス(株)解散
2016年 (平成28)	4月 1日	だてしん相談プラザを本店東出張所内へ移設
2017年 (平成29)	2月 8日	「地域農業を考える会」の発足
	5月22日	北海道中小企業家同友会西胆振支部との連携協定締結
	6月 1日	Facebookページ開設
	8月 1日	「北海道すぐれもんShopping!!」への参画
	9月22日	伊達市との包括連携協定を締結
	11月 9日	「西いぶりアグリチャレンジ会議」の設置
	12月 7日	洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町との包括連携協定を締結
2018年 (平成30)	1月 4日	上光証券株式会社（現北洋証券株式会社）との顧客紹介業務の提携
	3月26日	ホームページのリニューアル
2019年 (平成31)	4月 1日	伊達駅前キャッシュコーナーをウロコ山下店キャッシュコーナーに移転
令 和		
2020年 (令和2)	5月25日	窓口営業時間の変更（昼休み導入） 4出張所
	7月 1日	壮瞥支店大滝出張所を壮瞥支店に統廃合
2021年 (令和3)	6月 8日	窓口営業時間の変更（昼休み導入） 4支店
	10月 1日	伊達信用金庫SDGs宣言
2022年 (令和4)	3月 1日	株式会社商工組合中央金庫との業務協力契約の締結
	7月29日	あおぞら債権回収(株)およびあおぞら地域再生(株)との「しんきん地域再生ファンド」の利用に関する覚書を締結
	11月 7日	北海道銀行とのATM相互無料開放
2023年 (令和5)	3月13日	「2022年度地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」表彰
	8月31日	2出張所を本店に統廃合 本店／長和出張所 洞爺温泉支店／洞爺出張所 ウロコ虻田店の店外ATMを廃止
	10月 6日	福島信用金庫との「伊達の郷」友好協力協定締結
2024年 (令和6)	3月19日	国立大学法人室蘭工業大学との連携協定締結
	6月21日	全国信用金庫協会第27回「信用金庫社会貢献賞」受賞
2025年 (令和7)	7月22日	北洋銀行とのATM相互無料開放
	7月30日	日本政策金融公庫との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結
	10月31日	本店伊達市役所派出所閉鎖
2026年 (令和8)	1月16日	ウロコ山下店の店外ATMを廃止
	2月27日	ウロコ末永店の店外ATMを廃止

伊達信用金庫 3 か年事業計画

テーマ「心」～心で聴き心で話す、職員一人ひとりの心が職場を変える～

経営理念

地域の皆様とともに地域社会の発展に貢献する

ビジネスモデル

課題・悩みを抱えるお客様に、お客様のニーズに合ったサービスと寄り添う伴走支援により、最も身近で信頼される永続的な「だてしん」を目指します。

職員行動指針（働く目的）

- 地域の法人・個人が抱える課題を解決し、地域経済に貢献するために働く。
- お客様のため（お客様を良くしたい）、
この地域の未来のため（この地域を良くしたい）、
自分のため（自分を成長させたい）に働く。

CS（お客様満足）スローガン

お客様の課題を金庫の課題と捉え
組織が一枚岩となって解決に取り組む

「ES（職員満足）」なくして
「CS（お客様満足）」なし

ES（職員満足）スローガン

仲間を思いやり・助け合い・ずっと働きたいと思える職場へ

3年後に 働きたい職場

- ・職員同士が、お互いを理解し、認め合える職場
- ・風通しがよく、働くことが楽しいと思える職場

経営戦略

- 職員意欲向上
- 課題解決支援
- 収益基盤強化
- 業務効率化

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による回 収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年度	47	47	25	21	100.00	100.00
	2025年度	41	41	21	19	100.00	100.00
危 険 債 権	2024年度	2,587	2,469	1,758	711	95.45	85.82
	2025年度	2,726	2,612	1,955	656	95.79	85.14
要 管 理 債 権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	2024年度	—	—	—	—	—
		2025年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	2024年度	—	—	—	—	—
		2025年度	—	—	—	—	—
小 計 (A)	2024年度	2,634					
	2025年度	2,767					
正 常 債 権 (B)	2024年度	52,333					
	2025年度	51,000					
総与信残高 (A)+(B)	2024年度	54,967					
	2025年度	53,768					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

伊達信用金庫

〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30

理事長 舘崎 雄二

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は

- ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう

努めます。

- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提示することはございません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業（融資のお申込等）に際して、当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約後・終了の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座付番に関する事務のため
- ⑦住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため

- ⑨災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑩本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本支店窓口もしくは下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制

を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。

- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情等の申し立てにつきましては、当金庫本支店の窓口もしくは下記の相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

伊達信用金庫 事務グループ

〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30

☎0142-25-2811 ☎0142-23-6426

— 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 —

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、地域経済の健全な発展のためには、地元中小企業等が事業の拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地元中小企業等の経営努力を当金庫が積極的に支援していくことが重要であると考えております。

その考えのもと、当金庫は、資金仲介機能（資金供給者）としての役割に留まらず、地元中小企業等に対する経営支援や地域の活性化に取り組んでおります。

2. 中小企業等の経営支援に関する態勢整備の状況

- (1) 北海道経済産業局による中小企業支援ネットワーク強化事業や中小企業応援センター事業への参加、2013年12月に業務提携した(株)日本政策金融公庫室蘭支店をはじめとする外部機関等との連携によって、地元中小企業等の経営目標の実現や経営課題の解決に向け、最適なソリューションを提案する体制を整備しております。
- (2) 2014年6月に伊達商工会議所、同年7月に洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町の各商工会と締結した「産業振興連携協力に関する協定」に基づく、包括・一体的な連携体制により、地元中小企業等の経営改善・経営支援、新産業の支援、ビジネスマッチング等に取り組んでおります。
- (3) 2014年9月に(独)中小企業基盤整備機構北海道本部と締結した「業務連携・協力に関する覚書」に基づき、当金庫と同機構の有する機能や情報、人材等を活かした各種イベント・セミナー等の共同開催、ビジネスマッチング等に取り組んでおります。
- (4) 当金庫は、2015年10月、グループ内に税理士・社会保険労務士・行政書士等各種法人を抱える(株)むらざみ経営と業務提携を皮切りに、商品のブラッシュアップ支援・首都圏販路拡大支援を行う「しんきん地域創生ネットワーク(株)」、人材紹介支援の「(株)リージョンズ」や「(株)ミイダス」、IT導入支援の「リコージャパン(株)」、事業承継支援の「(株)バトンズ」および「(株)トランビ」、事業再生支援ではあおぞら銀行との業務提携を行うなど、外部機関と連携し経営支援に関する態勢を整備しております。
- (5) 2017年5月に一般社団法人北海道中小企業家同友会西胆振支部と締結した「連携協定書」に基づき、更なる中小企業の成長、発展と地域経済の活性化に向けた具体的な取組を進めるために、当金庫と同支部が一体的に連携し、相互の人的、知的資源などを効果的に活用することにより、地域経済の発展ならびに地域社会の活性化に取り組んでおります。

3. 中小企業、小規模事業者の経営支援に関する取組状況

- (1) 当金庫は、本部と営業店がより緊密に連携しながら、以下のような経営支援に取り組んでおります。

企業は一般的には、ライフサイクルに応じ、「導入期」「成長期」「成熟期」「衰退期」に区分されますが、「導入期」には創業に至った経緯、経営理念を聴取するなどして、事業計画の策定に至るまでの支援を公的機関と共に策定しております。

また、「成長期」「成熟期」には事業継続する中で、代表者が共通して抱える雇用、資金繰り、販路拡大等の課題解決策を、「衰退期」においては、事業承継等を通じた雇用の確保など、地域経済にとってより良い打開策を専門家、弁護士等と協調して策定する取り組みを継続しております。

- (2) 2021年度から取り組んでいるデータ駆動型農業（環境制御）を活用した農業者支援に関しては、1年目300坪から始まった作付面積において、2年目は700坪、3年目は2,700坪と拡大しており、2025年度は作付面積3,400坪となりました。

4. 地域の活性化に関する取組状況

- (1) 2010年9月に胆振総合振興局と当金庫を含む胆振管内の3信用金庫が締結した「包括連携協定」に基づき、胆振西部のイベントスケジュールを掲載した「伊達信用金庫2025年胆振イベントカレンダー」を作成しました。
- (2) 当金庫は、2017年8月、お取引先の販路拡大を支援するため、株式会社北海道しんきん情報サービスが開設した通販サイト「北海道すぐれもん Shopping!!」に開設当初から参画しています。お取引先の一押し商品を掲載するだけでなく、当金庫とお取引先との関わりを動画として紹介しております。
- (3) 2017年9月に伊達市、2017年12月に洞爺湖町、豊浦町および壮瞥町との間で、持続可能なまちづくりを担う人材の育成や地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、包括連携協定を締結しました。引き続き官民一体となって、地域経済の活性化に向けた取組を積極的に推進してまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「個人の連帯保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2025年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は886件（対前年度比+42件）、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は57.76%（対前年度比△2.06%）、保証契約を解除した件数は28件（対前年度比+14件）、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）はありません。

個人の連帯保証に関する取組方針

2024年4月1日

伊達信用金庫

1. 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を踏まえ、法人のお客様向けのご融資に際し、原則として個人の連帯保証を不要とします。

なお、個人事業主のお客様についても、原則、個人の連帯保証を不要とします。

ただし、法人のお客様で以下の要件に該当する場合は、個人の連帯保証を求める場合があります。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されておらず、法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えている場合
- (2) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断できない場合
- (3) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていない場合
- (4) 信用保証協会などが定める要件により個人の連帯保証を求められる場合

2. 上記要件に該当する場合でも、十分な物的担保がある場合、金利の一定の上乗せなどの代替する融資手法の活用や、お客様の事業性を理解し、個人の連帯保証を求めない取扱いを検討します。

3. 個人の連帯保証を求める場合は、「どの部分が十分でないため保証契約が必要なのか」、「どうすれば保証契約見直しの可能性が高まるのか」を丁寧かつ具体的な説明を行います。

4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、改めて個人の連帯保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で個人の連帯保証は求めないこととし、例外的に二重に個人の連帯保証を求めることが必要な場合は、丁寧かつ具体的な説明を行います。

6. 保証債務の整理にあたっては、一律に保証金額全額に対して保証履行を求めるのではなく、お客様の資産状況などを勘案したうえで、履行請求の範囲を検討いたします。

以 上

リスク管理態勢

金融の自由化、国際化、証券化の進展など、金融機関の業務は多様化し、環境の変化によって管理すべきリスクも多様で複雑なものとなっております。当金庫では、リスク管理の強化を経営上の最重要課題として位置付けし、多様化するリスクに対して、柔軟に対応できるリスク管理態勢の充実・強化を図り、リスクの分散化、極小化に努め、今後とも一層の信頼の確保と経営の健全化に努めてまいります。

信用リスク管理態勢

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失して損失を被るリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門で厳格な審査体制をとっております。また、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部からの営業店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図り、貸出債権の健全性確保、および不良債権の発生未然防止に努めております。

市場リスク管理態勢

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替相場等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、ALM委員会において資産と負債の総合的管理を行い、経済および金利の見通し等に基づき、リスク管理を図りつつ適正な収益の確保に努めております。

流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ預金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることなどで損失を被ったり、風評等で資金繰りに支障をきたすリスクのことです。当金庫では、市場運用について流動性にも重点をおき、個々の取引の状況を適切に把握するとともに、支払準備資金を信金中央金庫に預け入れており、業界として信金中央金庫からの流動性対応のバックアップ体制も整っていることから、流動性確保には万全の体制をとっております。

事務リスク管理態勢

事務リスクとは、日常の事務処理の過程において発生するミスや不正により損失を被るリスクのことです。当金庫では、本部監査部門が営業店に対して定例的に臨店監査を実施する一方、営業店が自店の事務状況をチェックする「店内検査」の月例実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のため、内部規程の整備や営業店事務サポート部門による適正な指導により、事務管理の向上に努め、事故の未然防止に向け万全の体制をとっております。

システムリスク管理態勢

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正使用あるいは自然災害により損失を被るリスクのことです。当金庫ではコンピュータシステムを安全かつ有効に機能させるため、データおよび通信回線等の二重化を実施しております。また、システムリスクを管理するシステム部門では障害対策、各種セキュリティ管理を推進し、安全かつ信頼性の高いシステム機能維持に努めております。

風評リスク管理態勢

風評リスクとは、金融機関等の業界の動向に対する評判の悪化等がお客様などの信用不安を招き、その噂により当金庫が不測の損害を被るリスクのことです。当金庫では、ディスクロージャー誌等により、透明性の高い情報開示を行っており、当金庫の経営の健全性を広くお客様にお伝えするとともに、常に業界やお客様との取引状況の変化を把握するべく努めており、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる事項について情報を正確に把握し、迅速・的確に風評リスクを回避するために万全の体制確保に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども伊達信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

以上

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、リスク統括グループを統括部署、リスク統括グループ担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策方針

伊達信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

法令等遵守の態勢

法令等遵守への取り組み

当金庫では、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、「コンプライアンス方針」を制定し、全役職員が一丸となって法令等遵守を実践していく方針を明確にするとともに、「コンプライアンス規程」において、当金庫におけるコンプライアンス態勢を整備・確立するための基本的事項を定めています。また、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、法令等遵守の取り組み状況について検証・検討を行い、法令等遵守態勢の機能強化を図っています。

基本方針

「コンプライアンス方針」においてコンプライアンスに係る基本方針として次の5項目を定めております。

1. 信用金庫の社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な業務運営により社会の信頼の確立を図る。
2. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、正しい意思決定・行動に基づく健全かつ適切な業務の遂行に努める。
3. 質の高い内部管理態勢を構築し、コンプライアンス違反の抑止に努める。
4. お客様の情報をあらゆる法令等を遵守したうえで厳格に管理し、外部漏洩等の事故の防止に努める。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、断固として排除する。

職員教育・啓蒙活動

各職場においてコンプライアンス勉強会を実施するとともに、集合研修の開催、資格取得の勧奨、コンプライアンス担当部門による臨店などにより、法令等遵守に対する意識の浸透・定着を図っています。

コンプライアンス・ハンドブック、コンプライアンス・プログラムの作成・実践

法令等遵守に関する態勢や役職員が遵守すべき法令等の解説を具体的に示した手引書としてコンプライアンス・ハンドブックを作成し、全役職員に配布しています。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎期策定・実践し、法令等遵守態勢の強化に努めています。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

お客様からの苦情等のお申し出につきましては、本支店の窓口または次の相談窓口までお申し出ください。

苦情等に関する相談窓口

伊達信用金庫 リスク統括グループ
〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30
☎0142-23-3536（直通） ☎0142-23-6266

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に左記リスク統括グループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、☎03-3517-5825）ならびに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、☎011-221-3273）にお申し出があれば、札幌弁護士会（☎011-251-7730）、東京弁護士会（☎03-3581-0031）、第一東京弁護士会（☎03-3595-8588）、第二東京弁護士会（☎03-3581-2249）の仲裁センターにお取次ぎいたします。

なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

また、現地調停や移管調停等の方法により、東京三弁護士会を利用することも可能です。

金融機関の健全性に関する自己資本比率規制は、次の3つの柱で構成されています。

当金庫では、引き続き収益力の強化や自己資本の充実を図るとともに、適切なリスク管理に努め、健全経営の維持を目指します。

第1の柱

最低所要自己資本比率

金融機関が保有する信用リスクとオペレーショナル・リスクに対して保有すべき最低所要自己資本を定めています。海外営業拠点のない金融機関が対象となる国内基準では、自己資本比率が4%以上であることが求められています。

第2の柱

金融機関の自己管理と監督上の検証

「第1の柱」の対象となっていないリスク（銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク※など）も含めた統合的なリスク管理と、監督当局による検証が求められています。

※信用集中リスクとは、大口与信先の不良債権のうち、担保を差し引いた部分（非保全与信額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいいます。

第3の柱

市場規律

適切な開示を通じて、お客様から監視（評価）されることによる規律付けについて定めています。ディスクロージャー誌において、自己資本比率とその内訳、各リスクの管理方針・手続きやリスク量・計算手法などについて、適切に情報開示することが求められています。

開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項	27
2. 自己資本の充実度に関する事項	28
3. 信用リスクに関する事項	29
4. 信用リスク削減手法に関する事項	38
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	39
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	39
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	39
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	40
9. 金利リスクに関する事項	40
10. オペレーショナル・リスクに関する事項	41

1. 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、普通出資金、非累積的永久優先出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	伊達信用金庫	伊達信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	581百万円	2,375百万円

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,490	6,648
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,075	3,065
うち、利益剰余金の額	3,462	3,653
うち、外部流出予定額 (△)	23	45
うち、上記以外に該当するものの額	△24	△24
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	116	78
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	116	78
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,606	6,727
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8	13
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	13
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	16
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8	30
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,598	6,697
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	48,574	49,213
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,968	3,242
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	51,542	52,456
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.80%	12.76%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

		2024年度		2025年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額		48,574	1,942	49,213	1,968
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		45,449	1,817	47,768	1,910
現金		—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		12,938	517	12,973	518
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		12,938	517	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		11,333	453	11,672	466
特定貸付債権向け		—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		4,234	169	4,150	166
トランザクター向け		172	6	152	6
不動産関連向け		11,638	465	11,157	446
自己居住用不動産等向け		3,047	121	2,890	115
賃貸用不動産向け		6,203	248	5,964	238
事業用不動産関連向け		2,172	86	2,093	83
その他不動産関連向け		214	8	208	8
ADC向け		—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		1,112	44	1,381	55
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		10	0	19	0
取立未済手形		5	0	8	0
信用保証協会等による保証付		434	17	511	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—
株式等		15	0	166	6
上記以外		5,568	222	5,727	229
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		1,849	73	1,834	73
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		46	1	70	2
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー		590	23	590	23
上記以外のエクスポージャー		—	—	—	—
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		1,292	51	1,445	57
ルック・スルー方式		1,292	51	1,445	57
マンデート方式		—	—	—	—
蓋然性方式(250%)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)		—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)		—	—	—	—
④未決済取引		—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		2,967	118	3,242	129
BI		1,978	—	2,161	—
BIC		237	—	259	—
ハ. 単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		51,542	2,061	52,456	2,098

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

7. 昨年度発行いたしました「DATE SHINKIN BANK REPORT 2025」の記載で一部誤りがありました。
2024年度①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(縦)：「上記以外」の(横)：「リスク・アセット等」(誤) 4,977百万円、(正) 5,568百万円(横)：「所要自己資本額」(誤) 199百万円、(正) 222百万円
その内訳にあたる(縦)：「総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー」の(横)：「リスク・アセット等」(誤) 669百万円、(正) 590百万円(横)：「所要自己資本額」(誤) 26百万円、(正) 23百万円
本年レポートにて上記のとおり訂正しております。

3. 信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクは当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した融資基本方針を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、融資審査部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣等による各種委員会等を定期的で開催し、信用リスク管理における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣等による審議に加え、監査部門が与信管理にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信管理を実施する態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「償却および引当金に関する規程」、「資産の自己査定に関する規程」および「資産の自己査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先および要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先について、優良担保および優良保証等を除いた未保全額に対して債務者の支払い能力を総合的に判断し、必要と認める額を算出しております。

なお、それぞれの結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ◆S&P（スタンダード・アンド・プアーズ）社
- ◆Moody's（ムーディーズ）社
- ◆R&I社
- ◆JCR社

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分			信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
					貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
			2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
国	内	170,089	164,961	54,934	53,668	39,491	41,050	－	－	2,617	2,750	
国	外	3,208	3,508	－	－	3,200	3,500	－	－	－	－	
地 域 別 合 計		173,298	168,470	54,934	53,668	42,691	44,550	－	－	2,617	2,750	
製 造 業		4,051	4,217	1,448	1,214	2,600	2,998	－	－	208	211	
農 業 、 林 業		690	682	690	682	－	－	－	－	154	154	
漁 業		221	251	221	251	－	－	－	－	－	－	
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
建 設 業		6,068	6,042	6,068	6,042	－	－	－	－	1,293	1,464	
電気・ガス・熱供給・水道業		6,212	5,911	－	－	6,202	5,902	－	－	－	－	
情 報 通 信 業		526	556	49	57	200	300	－	－	－	－	
運 輸 業、 郵 便 業		2,155	2,044	1,371	1,307	782	736	－	－	202	188	
卸 売 業、 小 売 業		2,922	3,036	2,821	2,934	100	100	－	－	417	409	
金 融 業、 保 険 業		77,448	74,033	366	438	5,828	6,200	－	－	6	6	
不 動 産 業		11,144	11,303	11,134	11,294	－	－	－	－	139	136	
物 品 賃 貸 業		1,370	1,526	269	225	1,100	1,300	－	－	－	－	
学術研究、専門・技術サービス業		487	557	186	257	300	300	－	－	－	－	
宿 泊 業		947	923	947	921	－	－	－	－	14	14	
飲 食 業		802	807	802	807	－	－	－	－	22	21	
生活関連サービス業、娯楽業		710	658	710	658	－	－	－	－	7	7	
教 育、学 習 支 援 業		40	31	40	31	－	－	－	－	－	－	
医 療 、 福 祉		3,117	3,015	3,111	3,011	－	－	－	－	－	－	
そ の 他 の サ ー ビ ス		3,166	3,019	3,038	2,905	128	114	－	－	6	5	
国・地方公共団体等		34,032	33,896	8,520	7,215	25,449	26,599	－	－	－	－	
個 人		13,132	13,601	13,132	13,411	－	－	－	－	144	129	
そ の 他		4,049	2,353	－	－	－	－	－	－	－	－	
業 種 別 合 計		173,298	168,470	54,934	53,668	42,691	44,550	－	－	2,617	2,750	
1 年 以 下		37,599	48,328	10,174	9,756	6,222	2,076	－	－			
1 年 超 3 年 以 下		36,572	20,723	10,262	10,056	5,401	7,424	－	－			
3 年 超 5 年 以 下		20,255	29,838	8,318	8,287	7,231	13,113	－	－			
5 年 超 7 年 以 下		16,931	15,579	6,007	5,554	8,055	6,525	－	－			
7 年 超 1 0 年 以 下		23,570	22,374	7,155	6,933	13,215	14,241	－	－			
1 0 年 超		19,031	17,714	10,067	10,146	2,564	1,168	－	－			
期間の定めのないもの		19,337	13,910	2,947	2,934	－	－	－	－			
残 存 期 間 別 合 計		173,298	168,470	54,934	53,668	42,691	44,550	－	－			

- （注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には、有価証券（債券除く）、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、その他資産（未収利息含む）等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 昨年度発行いたしました「DATE SHINKIN BANK REPORT 2025」の記載で一部誤りがありました。
信用リスクエクスポージャー期末残高の国内区分2024年度：（誤）17,089百万円、（正）170,089百万円
本年レポートにて上記のとおり訂正しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2024年度	102	116	－	102	116
	2025年度	116	78	－	116	78
個 別 貸 倒 引 当 金	2024年度	1,458	733	593	865	733
	2025年度	733	772	－	733	772
合 計	2024年度	1,560	849	593	967	849
	2025年度	849	851	－	849	851

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
製 造 業	131	96	96	48	－	－	131	96	96	48	－	－
農 業、林 業	150	150	150	150	－	－	150	150	150	150	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	364	293	293	306	－	－	364	293	293	306	37	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業	125	108	108	97	－	－	125	108	108	97	－	－
卸 売 業、小 売 業	14	12	12	10	－	－	14	12	12	10	－	－
金 融 業、保 険 業	0	0	0	－	－	－	0	0	0	－	－	－
不 動 産 業	39	39	39	39	－	－	39	39	39	39	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	4	4	4	4	－	－	4	4	4	4	－	－
飲 食 業	2	2	2	2	－	－	2	2	2	2	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	412	7	7	7	403	－	8	7	7	7	－	－
教 育、学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療、福 祉	189	－	－	－	189	－	－	－	－	－	13	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	25	18	18	10	0	－	25	18	18	10	0	－
合 計	1,458	733	733	676	592	－	865	733	733	676	50	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 昨年度発行いたしました「DATE SHINKIN BANK REPORT 2025」の記載で一部誤りがありました。

個別貸倒引当金－当期減少額－その他の2024年度の合計額：(誤) 1,458百万円、(正) 865百万円

本年レポートにて上記のとおり訂正しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	2024年度					リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	2,985	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	12,325	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	32,325	－	8,520	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	28	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	36	－	－	－	－	－
地方三公社向け	99	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	63,371	－	63,371	－	13,529	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	19,827	1,310	19,312	178	11,333	58%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	9,953	19,224	9,294	655	4,234	43%
トランザクター向け	－	16,701	－	469	172	37%
不動産関連向け	20,260	－	20,151	－	11,638	58%
自己居住用不動産等向け	8,465	－	8,441	－	3,047	36%
賃貸用不動産向け	9,219	－	9,166	－	6,203	68%
事業用不動産関連向け	2,215	－	2,186	－	2,172	99%
その他不動産関連向け	358	－	357	－	214	60%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	881	108	875	44	1,112	121%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	43	－	43	－	10	24%
取立未済手形	17	－	17	－	5	30%
信用保証協会等による保証付	7,117	8	7,117	0	434	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－
合計					42,299	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

3. 昨年度発行いたしました「DATE SHINKIN BANK REPORT 2025」の記載で一部誤りがありました。

項目(縦):「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項目(横):「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」(誤)0%、(正)21%

項目(縦):「合計」の項目(横):「信用リスク・アセットの額」(誤)48,574百万円、(正)42,299百万円

本年レポートにて上記のとおり訂正しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	2025年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	1,299	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,039	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	25,516	－	7,215	－	－	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	99	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	63,461	－	63,461	－	13,564	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20,437	1,646	20,106	212	11,672	57%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,021	18,463	9,456	613	4,150	41%
トランザクター向け	－	15,755	－	422	152	36%
不動産関連向け	20,125	－	19,996	－	11,157	56%
自己居住用不動産等向け	8,355	－	8,337	－	2,890	35%
賃貸用不動産向け	9,254	－	9,167	－	5,964	65%
事業用不動産関連向け	2,162	－	2,143	－	2,093	98%
その他不動産関連向け	352	－	348	－	208	60%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,049	106	1,041	43	1,381	127%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	61	－	61	－	19	31%
取立未済手形	28	－	28	－	8	30%
信用保証協会等による保証付	7,218	4	7,218	0	511	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	127	－	127	－	166	130%
合計					42,631	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2024年度															
	資産の額及び与信額相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	2,985	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	12,325	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	32,325	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	58,430	-	4,640	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	4,109	-	-	-	-	-	-	-	-	8,212	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	469	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	469	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	283	261	2,241	2	271	-	443	-	2,269	583	-	1,323	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	283	261	631	2	-	-	443	-	-	583	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,609	-	271	-	-	-	2,269	-	-	965	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	357	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,774	4,343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	50,575	4,343	-	62,823	261	6,899	2	271	-	443	-	2,738	8,900	-	1,323	-

(単位：百万円)

	2024年度															
	資産の額及び与信額相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,985
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,325
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,325
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	65,071
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	5,105	-	-	2,136	-	-	-	-	-	-	-	-	19,563
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	9,359	-	-	-	-	121	-	-	-	-	-	-	-	-	9,950
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	469
不動産関連向け	6,531	1,021	-	-	592	-	-	2,852	1,288	-	-	185	-	-	-	20,151
自己居住用不動産等向け	6,235	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,441
賃貸用不動産向け	-	1,020	-	-	-	-	-	2,852	-	-	-	176	-	-	-	9,166
事業用不動産関連向け	296	-	-	-	592	-	-	-	1,288	-	-	9	-	-	-	2,186
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	357
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	86	-	-	-	-	728	-	-	-	919
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	43	-	-	-	-	-	-	-	-	43
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,118
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,531	10,380	-	5,105	592	-	2,387	2,852	1,288	-	-	914	2,000	-	-	170,635

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2025年度															
	資産の額及び与信額相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	1,299	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,039	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	25,516	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	58,558	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	4,420	-	4,509	-	-	-	-	-	-	8,512	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	6,036	-	-	-	-	-	-	-	271	54	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	151	-	-	-	-	-	-	-	271	-	-	-	-
不動産関連向け	-	8	-	4,499	120	1,805	-	388	-	196	-	2,600	2,295	-	1,421	-
自己居住用不動産等向け	-	8	-	4,499	120	296	-	-	-	196	-	-	2,295	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,509	-	388	-	-	-	2,600	-	-	1,073	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	348	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	65	-	-	-	-	-	-	-	-	83	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	38	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,107	5,110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	44,062	5,119	-	73,648	120	6,314	-	388	-	196	-	2,872	11,068	-	1,421	-

(単位：百万円)

	2025年度															
	資産の額及び与信額相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,299
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,039
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,516
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	670	-	-	-	-	300	1,265	-	-	60,895
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	200	-	5,363	-	-	1,862	-	-	-	-	-	-	-	-	24,869
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	3,651	-	-	-	-	55	-	-	-	-	-	-	-	-	10,069
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	422
不動産関連向け	1,361	966	-	-	448	-	-	2,461	1,246	-	-	174	-	-	-	19,996
自己居住用不動産等向け	919	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,337
賃貸用不動産向け	-	965	-	-	-	-	-	2,461	1,246	-	-	168	-	-	-	10,413
事業用不動産関連向け	441	-	-	-	448	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	896
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	348
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	155	-	-	-	-	781	-	-	-	1,085
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,218
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127	-	-	-	-	127
合計	1,361	4,818	-	5,363	448	-	2,743	2,461	1,246	-	127	1,256	1,265	-	-	166,306

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの 加重平均値(%)		資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
40%未満	134,952	129,822	1,781	1,732	10.000	10.000	95,797	41,370
40%～70%	18,094	16,920	15,168	14,264	10.000	10.028	18,385	8,311
75%	5,333	5,216	2,267	2,434	13.000	12.828	4,837	4,767
80%	－	－	－	－	－	－	－	－
85%	5,446	5,487	890	1,210	13.000	13.966	5,093	5,356
90%～100%	5,757	5,557	463	500	16.000	10.000	5,759	5,556
105%～130%	4,156	3,891	－	－	－	－	4,140	3,873
150%	1,083	1,222	80	78	53.000	53.240	1,122	1,407
250%	2,146	1,348	－	－	－	－	2,146	3,336
400%	－	－	－	－	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	176,972	169,466	20,651	20,220	11.000	10.767	137,282	73,980

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱要領」により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	599	506	14,844	14,829	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、その他投資事業組合への出資金などが該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、非上場株式、その他投資事業組合への出資金等に関しても、当金庫が定める「資金運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果については、適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に努め、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該商品の取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適切な処理を行っております。

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	817	817	770	770
非 上 場 株 式 等	409	409	408	408
合 計	1,227	1,227	1,178	1,178

(注) 貸借対照表計上額は、決算日時点の市場価格等に基づいております。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	76	29

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,652	2,652
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

- リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
 - リスク管理及び計測の対象とする銀行勘定の金利リスクは、市場金利の変動によって銀行勘定の資産や負債の経済価値あるいは、将来の収益が変動することにより生じるリスクをいいます。当金庫においては、預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債を計測の対象とし、複数の金利ショック・シナリオの下、金利ショックに対する経済価値の減少額である Δ EVEの定期的な計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。
- リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
 - リスク管理計画を策定し、リスク限度枠やアラーム・ポイント等を設けて定期的にALM委員会及び経営陣へ報告、超過した場合は、その後の対応方針について協議を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 金利リスク計測の頻度
 - 3、6、9、12月末基準の四半期毎に行っております。

2. 金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期…………… 1.25年
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期…………… 2.5年
 - 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提……金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
 - 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提……………金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
 - 複数の通貨の集計方法及びその前提……………計測対象となる主要通貨は日本円のみ
 - スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）
 - SWAP金利を採用。将来キャッシュフローに対して、月末時点の市場金利情報を基に算出したディスカウントファクターを掛け合わせて算出した割引現在価値を用いて金利リスク量（ Δ EVE）を算出しております。将来キャッシュフローを保有していない金融商品（期間の定めのないもの等）については、月末残高を現在価値とみなし、金利リスク量（ Δ EVE）の算出は行っておりません。
- 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
 - その他の金利リスクとして、VaR（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年の分散共分散法で計算し、金利リスク量を金利ラダー方式（金利更改日までのリスク量を計算する方式）および100BPVを計測しております。
 - 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）
 - VaRについては、過去5年間で同様の金利変動が今後も発生すると仮定した場合に1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。
 - 100BPVについては、金利が1%変化した時の債券などの金融商品の現在価値の変化額を表しております。

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末
1	上方パラレルシフト	4,162	3,815	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	173	291
3	ス テ ィ ー プ 化	3,140	2,874		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	4,162	3,815	173	291
		2024年度末		2025年度末	
8	自 己 資 本 の 額	6,598		6,697	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務のプロセス、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であることまたは外生的事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、「統合的リスク管理基本方針」に沿って、オペレーショナル・リスク管理に関する事項を定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク（風評リスク、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク）等と定義し、各々のリスク管理規程を制定し極小化に努めております。また、オペレーショナル・リスクを総合的に管理する主管部門をリスク統括グループと定め、各リスクの管理部門を設置し、リスクを的確に把握し厳正に管理する態勢を構築のうえ当金庫の健全性及び適切性の確保を図っております。

オペレーショナル・リスクに関する総合的な主管部門であるリスク統括グループは、当該リスクの管理状況に関して、適切な頻度でモニタリングを行い、理事会に対して定期的に報告し、特に経営に重大な影響を与える事案については随時速やかに報告する態勢を整備しております。

2. BIの算出方法

BI（事業規模指標）は、自己資本比率告示第305条に定められた方法に基づき、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）、FC（金融商品要素）を合計して算出しております。

3. ILMの算出方法

ILMは、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、「1」を用いております。

4. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

BIの算出から除外した事業部門はありません。

5. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2025年3月末	2026年3月末
(資 産 の 部)		
現 金	2,985	1,299
預 け 金	69,985	66,070
買 入 金 銭 債 権	277	197
有 価 証 券	44,807	46,370
国 債	1,655	8,070
地 方 債	23,068	17,553
社 債	13,025	13,325
株 式	9	11
そ の 他 の 証 券	7,047	7,409
貸 出 金	54,630	53,406
割 引 手 形	78	15
手 形 貸 付	3,905	3,872
証 書 貸 付	48,125	47,019
当 座 貸 越	2,521	2,498
そ の 他 資 産	643	908
未 決 済 為 替 貸	17	28
信 金 中 金 出 資 金	394	394
未 収 収 益	189	253
そ の 他 の 資 産	41	232
有 形 固 定 資 産	1,037	1,023
建 物	473	449
土 地	484	484
その他の有形固定資産	80	89
無 形 固 定 資 産	8	13
ソ フ ト ウ エ ア	2	8
その他の無形固定資産	5	4
前 払 年 金 費 用	-	16
繰 延 税 金 資 産	18	28
債 務 保 証 見 返	233	282
貸 倒 引 当 金	△ 849	△ 851
(うち個別貸倒引当金)	△ 733	△ 772
資 産 の 部 合 計	173,777	168,765

科 目	2025年3月末	2026年3月末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	167,983	163,028
当 座 預 金	4,165	4,364
普 通 預 金	101,459	100,170
貯 蓄 預 金	577	513
通 知 預 金	12	4
定 期 預 金	58,293	54,668
定 期 積 金	1,732	1,476
そ の 他 の 預 金	1,742	1,831
そ の 他 負 債	253	351
未 決 済 為 替 借	36	40
未 払 費 用	102	193
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	5	5
前 受 収 益	45	44
払 戻 未 済 金	9	11
払 戻 未 済 持 分	1	1
そ の 他 の 負 債	52	54
退 職 給 付 引 当 金	9	-
睡眠預金払戻損失引当金	14	13
偶 発 損 失 引 当 金	81	86
債 務 保 証	233	282
負 債 の 部 合 計	168,575	163,763
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	2,967	2,956
普 通 出 資 金	592	581
優 先 出 資 金	1,025	1,025
そ の 他 の 出 資 金	1,350	1,350
資 本 剰 余 金	108	108
資 本 準 備 金	108	108
利 益 剰 余 金	3,462	3,653
利 益 準 備 金	690	708
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,772	2,945
特 別 積 立 金	1,890	2,000
(うち優先出資消却積立金)	(1,890)	(2,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	881	945
処 分 未 済 持 分	△ 24	△ 24
会 員 勘 定 合 計	6,514	6,694
その他有価証券評価差額金	△ 1,312	△ 1,692
評価・換算差額等合計	△ 1,312	△ 1,692
純 資 産 の 部 合 計	5,201	5,001
負債及び純資産の部合計	173,777	168,765

貸借対照表の注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～50年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は200百万円であります。

6. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在）

年金資産の額 1,796,855百万円

年金財政計算上の数理債務の額

と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円

差引額 △31,890百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2025年3月分）

0.1019%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務

残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金19百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

また、当金庫は複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しております。

連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該年金制度は、第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております。）

なお、当該年金制度の第1給付部分の制度は、平成22年4月1日に施行しており、年金資産の額等の基準年月日である前事業年度末における当該年金制度の第1給付部分の積立状況等を把握することができないため、当該積立状況等を記載しておりません。

7. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

8. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

9. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、内国為替業務に基づく送金、代金取立等の手数料が該当します。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

10. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 851百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,290百万円

12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はございません。

13. 有形固定資産の減価償却累計額 1,710百万円

14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両と事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	41百万円
危険債権額	2,726百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	2,767百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

16. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15百万円であります。

17. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	日本銀行	歳入代理店契約に伴うもの	200百万円
現金	地方公共団体	公金業務取扱に伴うもの	16百万円
預け金	地方公共団体	公金業務取扱に伴うもの	4百万円
	信金中央金庫	為替決済に伴うもの	6,000百万円

また、その他の資産には、保証金1百万円、敷金3百万円が含まれております。

18. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は49百万円であります。

19. 出資1口当たりの純資産額 3,433円10銭

20. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査グループ（審査担当）により行われ、また、経営陣等による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査グループ（債権管理担当）がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、リスク統括グループ（市場リスク管理担当）において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総務グループ（資金運用担当）では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループ（資金運用担当）で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括グループ（市場リスク管理担当及び資金運用管理担当）を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

当金庫では、有価証券の市場リスク量を原則としてVaRにより計測し、VaRによる計測の出来ない一部の有価証券は、個別に計測方法を決定のうえ共に週次でリスク量を取得しております。取得したリスク量は、事前に決めたリスク限度額の範囲となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、2026年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,484百万円です。また、VaRによる計測の出来ない有価証券のリスク量は1百万円、その他保有有価証券の評価損は1,704百万円であり、VaRで算出したリスク量との合計は3,189百万円です。

なお、当金庫ではVaRによる計測結果の検証を目的に、四半期毎にバックテストを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

さらに、当金庫においては、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品として、有価証券以外に「貸出金」「預け金」「預金積金」があります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動幅を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分

解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、3,815百万円減少するものと把握しております。当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち現金、預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊1）	66,070	64,540	△1,530
(2) 買入金銭債権	197	197	－
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	－	－	－
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,209	19,134	△1,075
その他有価証券	26,147	26,147	－
(5) 貸出金（＊1）	53,406		
貸倒引当金（＊2）	△754		
	52,651	52,386	△265
金融資産計	165,276	162,405	△2,871
(1) 預金積金（＊1）	163,028	162,330	△698
金融負債計	163,028	162,330	△698

（＊1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、貸出金と同様の方法で算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証私募債は、利率及び償還金から算出されるキャッシュ・フローを、基準となる金利及びスプレッドを加味した割引率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価

に代わる金額として記載しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.から24.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スワップレート）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（スワップレート）を用いております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	11
信金中金出資金（＊1）	394
投資事業有限責任組合出資金（＊2）	1
合 計	407

（＊1）非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（＊2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	32,404	15,300	4,700	6,400
買入金銭債権	17	180	－	－
有価証券	2,078	20,537	21,367	1,168
満期保有目的の債券	2,013	12,196	6,000	－
その他有価証券のうち 満期があるもの	64	8,341	15,367	1,168
貸出金（＊）	9,674	18,286	12,443	10,116
合 計	44,174	54,304	38,510	17,684

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
借入金	－	－	－	－
預金積金（＊）	28,049	27,607	－	2
合 計	28,049	27,607	－	2

（＊）預金積金のうち、要求性払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24. まで同様であります。

満期保有目的の債券		(単位：百万円)		
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小 計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	10,859	10,097	△761
	社債	7,350	7,095	△255
	その他	2,000	1,941	△58
	小 計	20,209	19,134	△1,075
合 計		20,209	19,134	△1,075

その他有価証券		(単位：百万円)		
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	1,354	1,300	54
	小 計	1,354	1,300	54
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	20,739	22,140	△1,401
	国債	8,070	8,344	△274
	地方債	6,694	7,395	△700
	社債	5,975	6,400	△425
	その他	4,054	4,411	△357
	小 計	24,793	26,552	△1,758
合 計		26,148	27,852	△1,703

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。
24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)			
	売却額	売却益の合計	売却損の合計
株式	－	－	－
債券	2,756	－	475
国債	－	－	－
地方債	2,578	－	453
社債	178	－	21
その他	－	－	－
合 計	2,756	－	475

(注) 2026年4月に地方債を824百万円で売却し、売却損171百万円を計上しております。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,061百万円であります。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものが7,061百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。こ

れらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（毎月一定日及び1年毎）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	228百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	249百万円
偶発損失引当金	23百万円
その他	506百万円
繰延税金資産小計	1,006百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△228百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△752百万円
評価性引当額小計	△980百万円
繰延税金資産合計	28百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	－百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	28百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.37%となります。この税率変更による、当事業年度の繰延税金資産への影響は軽微であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2026年3月31日）			(単位：百万円)
	9年超10年以内	合計	
税務上の繰越欠損金(*)	－	228	
評価性引当額	－	228	
繰延税金資産	－	－	

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

27. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|------|
| 契約資産 | －百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 6百万円 |
| 契約負債 | －百万円 |

28. 表示方法の変更
2017年7月31日、2019年8月5日及び2022年7月25日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資631,668口のうち531,668口を消却しております。優先出資の消却を受け、優先出資1,350百万円をその他の出資金に振り替えて計上しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
経常収益	2,036,190	2,249,510
資金運用収益	1,648,361	1,978,457
貸出金利息	1,083,449	1,187,556
預け金利息	249,788	400,452
有価証券利息配当金	302,000	376,865
その他の受入利息	13,123	13,583
役務取引等収益	225,221	228,737
受入為替手数料	89,710	96,749
その他の役務収益	135,510	131,988
その他業務収益	18,141	20,379
その他の業務収益	18,141	20,379
その他経常収益	144,466	21,936
貸倒引当金戻入益	118,305	-
償却債権取立益	418	11,905
その他の経常収益	25,742	10,031
経常費用	1,827,789	2,030,111
資金調達費用	47,688	127,271
預金利息	47,578	126,462
給付補填備金繰入額	103	807
その他の支払利息	7	1
役務取引等費用	151,578	154,175
支払為替手数料	26,218	27,657
その他の役務費用	125,359	126,517
その他業務費用	381,263	514,393
国債等債券売却損	347,636	475,458
その他の業務費用	33,627	38,934
経費	1,193,240	1,195,978
人件費	744,839	718,782
物件費	437,271	466,464
税金	11,129	10,731
その他経常費用	54,017	38,294
貸倒引当金繰入額	-	1,864
貸出金償却	50,639	-
その他の経常費用	3,378	36,429
経常利益	208,401	219,398
特別利益	740	4,628
その他の特別利益	740	4,628
特別損失	33,516	3,640
固定資産処分損	20,604	1,180
減損損失	12,829	-
その他の特別損失	83	2,459
税引前当期純利益	175,625	220,387
法人税、住民税及び事業税	5,075	5,154
法人税等調整額	△ 2,317	1,166
法人税等合計	2,757	6,320
当期純利益	172,867	214,066
繰越金(当期末残高)	709,049	730,993
当期末処分剰余金	881,917	945,059

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 154円42銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。 以上

剰余金処分計算書

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
当期末処分剰余金	881,917	945,059
剰余金処分量	150,923	67,586
利益準備金	18,000	22,000
普通出資に対する配当金	(年1%)5,721	(年1%)5,586
優先出資に対する配当金	18,000	40,000
優先出資消却積立金	109,201	-
繰越金(当期末残高)	730,993	877,473

会計監査人による監査

2026年6月19日開催の第77回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、公認会計士大橋貴洋志事務所 公認会計士 大橋貴洋志氏の監査を受けております。

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月19日

伊達信用金庫 理事長 舘崎 雄二

報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

2008年3月31日に退職慰労金支給に関する内規を廃止しております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は55百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記金額は全額基本報酬です。
なお、2025年度は、賞与の支払いはありませんでした。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年(2012年)3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本比率

27ページをご覧ください。

業務粗利益

(単位：千円、%)

	2024年度	2025年度
資金運用収支	1,600,672	1,851,186
資金運用収益	1,648,361	1,978,457
資金調達費用	47,688	127,271
役務取引等収支	73,642	74,562
役務取引等収益	225,221	228,737
役務取引等費用	151,578	154,175
その他の業務収支	△ 363,122	△ 494,013
その他業務収益	18,141	20,379
その他業務費用	381,263	514,393
業務粗利益	1,311,192	1,431,734
業務粗利益率	0.73	0.81

(注) 1. 資金調達費用に金銭の信託運用見合費用はありません。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
業務純益	124,778	273,327
実質業務純益	124,778	235,756
コア業務純益	472,415	711,214
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	472,415	711,214

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利益率

(単位：%)

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.11	0.12
総資産当期純利益率	0.09	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

利鞘

(単位：%)

	2024年度	2025年度
資金運用利回	0.92	1.12
資金調達原価率	0.70	0.76
総資金利鞘	0.22	0.36

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	178,971	176,475	1,648,361	1,978,457	0.92	1.12
うち貸出金	53,947	54,086	1,083,449	1,187,556	2.00	2.19
うち預け金	76,909	75,011	249,788	400,452	0.32	0.53
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	47,423	46,754	302,000	376,865	0.63	0.80
資金調達勘定	175,190	172,243	47,688	127,271	0.02	0.07
うち預金積金	175,190	172,243	47,681	127,269	0.02	0.07
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2024年度0百万円、2025年度0百万円)を控除して表示しております。
2. 資金調達勘定に金銭の信託運用見合額はありません。

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

		2024年度			2025年度		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息		△ 30,375	150,709	120,334	△ 7,642	337,279	329,637
	う ち 貸 出 金	△ 22,005	58,909	36,904	2,784	101,323	104,107
	う ち 預 け 金	5,071	73,352	78,423	△ 6,165	156,828	150,663
	うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
	うち有価証券	△ 13,441	18,447	5,006	△ 4,262	79,127	74,865
支 払 利 息		△ 87	36,224	36,137	△ 801	80,390	79,589
	う ち 預 金 積 金	△ 87	36,224	36,137	△ 801	80,390	79,589
	うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
	う ち 借 用 金	－	－	－	－	－	－

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による割合に含めております。

預貸率

(単位：％)

	2024年度	2025年度
期 末 預 貸 率	32.52	32.75
期 中 平 均 預 貸 率	30.79	31.40

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預証率

(単位：％)

	2024年度	2025年度
期 末 預 証 率	26.67	28.44
期 中 平 均 預 証 率	27.06	27.14

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預金業務

預金者別預金残高・構成比

(単位：百万円、％)

		2025年3月末		2026年3月末	
		残高	構成比	残高	構成比
個 人 預 金		126,796	75.48	123,128	75.53
法 人 預 金		28,525	16.98	28,865	17.70
金 融 機 関 預 金		105	0.06	118	0.07
公 金 預 金		12,555	7.48	10,916	6.70
合 計		167,983	100.00	163,028	100.00

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
定 期 預 金	58,293	54,668
固定金利定期預金	58,271	54,648
変動金利定期預金	22	20
そ の 他	－	－

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
流 動 性 預 金	109,263	109,716
うち有利息預金	86,657	87,726
定 期 性 預 金	65,124	61,650
うち固定金利定期預金	63,230	60,085
うち変動金利定期預金	23	20
そ の 他	802	877
計	175,190	172,243
譲 渡 性 預 金	－	－
合 計	175,190	172,243

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
割 引 手 形	144	65
手 形 貸 付	3,755	3,982
証 書 貸 付	47,859	47,921
当 座 貸 越	2,187	2,116
合 計	53,947	54,086

会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
会 員 貸 出 金	42,546	42,632
会 員 外 貸 出 金	12,084	10,774
合 計	54,630	53,406

貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業 種	2025年3月末			2026年3月末		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製 造 業	64	1,384	2.5	63	1,185	2.2
農 業、林 業	37	524	1.0	35	517	1.0
漁 業	10	85	0.2	11	102	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	221	5,612	10.3	222	5,552	10.4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3	49	0.1	4	57	0.1
運 輸 業、郵 便 業	31	1,242	2.3	28	1,200	2.2
卸 売 業、小 売 業	138	2,658	4.9	140	2,775	5.2
金 融 業、保 険 業	6	341	0.6	5	429	0.8
不 動 産 業	226	10,480	19.2	231	10,739	20.1
物 品 賃 貸 業	2	269	0.5	2	225	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	12	125	0.2	14	194	0.4
宿 泊 業	20	936	1.7	23	913	1.7
飲 食 業	92	638	1.2	98	638	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	51	577	1.1	48	534	1.0
教 育、学 習 支 援 業	5	38	0.1	5	28	0.1
医 療、福 祉	40	2,922	5.3	38	2,822	5.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	88	2,897	5.3	85	2,776	5.2
小 計	1,046	30,785	56.4	1,052	30,692	57.5
地 方 公 共 団 体	8	8,517	15.6	9	7,213	13.5
個 人	3,921	15,328	28.1	3,817	15,499	29.0
合 計	4,975	54,630	100.0	4,878	53,406	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2025年3月末		2026年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	28,736	52.60%	28,946	54.20%
運 転 資 金	25,894	47.40%	24,460	45.80%
合 計	54,630	100.00	53,406	100.00

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
当金庫預金積金	575	471
有価証券	－	－
動産	120	120
不動産	13,575	13,537
その他	1	0
計	14,272	14,129
信用保証協会・信用保険	17,395	18,396
保証	5,834	5,393
信用	17,129	15,487
合計	54,630	53,406

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
当金庫預金積金	20	20
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	80	100
その他	－	－
計	100	120
信用保証協会・信用保険	0	0
保証	48	45
信用	83	117
合計	233	282

(注) 昨年度発行いたしました「DATE SHINKIN BANK REPORT 2025」の記載で一部誤りがありました。
2025年3月末の「不動産」：(誤) 151百万円、(正) 80百万円 「計」：(誤) 171百万円、(正) 100百万円 「保証」：(誤) 61百万円、(正) 48百万円
「信用」：(誤) ー百万円、(正) 83百万円
本年レポートにて上記のとおり訂正しております。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
貸出金	54,630	53,406
固定金利	40,060	38,748
変動金利	14,570	14,658

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

31ページをご覧ください。

貸出金償却の額

(単位：千円)

種類	2024年度	2025年度
貸出金償却額	50,639	－

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
信金中央金庫	35	31
日本政策金融公庫	245	227
住宅金融支援機構	588	467
福祉医療機構	6	6
中小企業基盤整備機構	3	8
商工組合中央金庫	－	－
合計	879	740

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
国 債	1,671	3,918
地 方 債	25,455	21,384
短期社債	-	-
社 債	12,914	13,956
株 式	9	10
外国証券	6,017	6,033
その他の証券	1,354	1,451
合 計	47,423	46,754

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

	1年以下		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超		期間の定めのないもの		合計	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国 債	-	-	398	3,947	1,256	4,122	-	-	-	-	1,655	8,070
地 方 債	5,599	1,199	1,199	3,854	16,019	12,499	249	-	-	-	23,068	17,553
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	392	514	7,418	9,633	4,452	2,324	762	753	-	-	13,025	13,225
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	9	11	9	11
外国証券	-	300	2,565	2,561	1,218	1,177	-	-	1,848	1,899	5,632	5,938
その他の証券	4	1	-	-	518	526	-	-	891	942	1,414	1,470

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	
	2024年度	2025年度
非 上 場 株 式	9	11
信 金 中 金 出 資 金	394	394
投資事業組合等への出資	4	1
合 計	408	407

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	1,499	1,500	0	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,499	1,500	0	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	13,362	12,923	△ 438	10,859	10,097	△ 761
	社 債	7,674	7,457	△ 216	7,350	7,095	△ 255
	そ の 他	1,700	1,657	△ 42	2,000	1,941	△ 58
	小 計	22,737	22,038	△ 698	20,209	19,134	△ 1,075
合 計		24,237	23,538	△ 698	20,209	19,134	△ 1,075

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	216	215	0	-	-	-
	国 債	100	99	0	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社 債	116	115	0	-	-	-
	その他	875	799	76	1,354	1,300	54
	小 計	1,091	1,014	76	1,354	1,300	54
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	14,996	16,038	△ 1,041	20,739	22,140	△ 1,401
	国 債	1,555	1,583	△ 28	8,070	8,344	△ 274
	地方債	8,205	8,902	△ 697	6,694	7,395	△ 700
	社 債	5,235	5,551	△ 316	5,975	6,400	△ 425
	その他	4,471	4,820	△ 348	4,054	4,411	△ 357
	小 計	19,468	20,858	△ 1,389	24,793	26,552	△ 1,758
合 計		20,560	21,872	△ 1,312	26,148	27,852	△ 1,703

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

信用金庫法施行規則等に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）等に基づいて作成したディスクロージャー誌資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則等に定められた開示項目は以下のページに記載しています。

I 信用金庫法施行規則第132条に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ. 事業の組織	12
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	12
ハ. 事務所の名称及び所在地	13

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ. 直近の事業年度における事業の概況	8
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
（1）経常収益	9
（2）経常利益又は経常損失	9
（3）当期純利益又は当期純損失	9
（4）出資総額及び出資総口数	9
（5）純資産額	9
（6）総資産額	9
（7）預金積金残高	9
（8）貸出金残高	9
（9）有価証券残高	9
（10）単体自己資本比率	9
（11）出資に対する配当金	9
（12）役員数	9
（13）職員数	9
（14）会員数	9

ハ. 直近の2事業年度における事業の状況

●主要な業務の状況を示す指標

（1）業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）	48
（2）資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	48
（3）資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	48
（4）総資産経常利益率	48
（5）総資産当期純利益率	48
（6）受取利息及び支払利息の増減	49

●預金に関する指標

（1）流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	49
（2）固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	49

●貸出金等に関する指標

（1）手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	50
（2）固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	51
（3）担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	51
（4）使途別の貸出金残高	50
（5）業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	50
（6）預貸率の期末値及び期中平均値	49

●有価証券に関する指標

（1）商品有価証券の種類別の平均残高	※1
（2）有価証券の種類別の残存期間別の残高	52
（3）有価証券の種類別の平均残高	52
（4）預証率の期末値及び期中平均値	49

4. 金庫の事業の運営に関する事項

イ. リスク管理の態勢	23
ロ. 法令遵守の態勢	25
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	21
ニ. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況	22
ホ. 金融ADR制度への対応	25

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	42～47
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び（1）から（4）までに掲げるものの合計額	
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権	18
（2）危険債権	18
（3）三月以上延滞債権（貸出金のみ）	18
（4）貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	18
（5）正常債権	18
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	26～41
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
（1）有価証券	52
（2）金銭の信託	※1
（3）第102条第1項第5号に掲げる取引	※1
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	31
ヘ. 貸出金償却の額	51
ト. 会計監査人の監査を受けている旨	47

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

II 金融再生法に基づく開示項目

金融再生法開示債権	18
-----------	----

III 任意開示項目

1. 概況・組織

（1）経営理念・基本方針	3
（2）TOPICS	4
（3）総代会等の概要	10・11
（4）当金庫のあゆみ	16
（5）業務のご案内	14・15

2. 損益等に関する指標

利鞘	48
----	----

3. 預金に関する指標

預金者別預金残高・構成比	49
--------------	----

4. 貸出金等に関する指標

（1）会員・会員外別貸出金残高	50
（2）代理貸付残高の内訳	51

※1. 該当ございません。



伊達信用金庫

発行／2026年7月 企画／伊達信用金庫 総務グループ
〈ホームページ〉<https://www.shinkin.co.jp/dateshin/>
〈Facebook〉<https://www.facebook.com/dateshinkin/>

